

令和5年第6回矢掛町議会第4回定例会（第2号）

1. 会議招集日時 令和5年12月6日 午前9時30分

2. 会議の開閉 (開会) 午前 9時30分
 (議事) 午前 9時30分
 (散会) 午後 1時45分

3. 議員の出欠状況

議席 番号	氏 名	出欠等 の別	議席 番号	氏 名	出欠等 の別
1	土井俊彦	出	2	昼田政義	出
3	福田京子	出	4	岸野榮治	出
5	田中輝夫	出	6	原田秀史	出
7	小塚郁夫	出	8	石井信行	出
9	川上淳司	出	10	花川大志	出
11	土田正雄	出	12	浅野毅	出



4. 説明のために出席した者の職氏名

町長	山岡敦	副町長	山縣幸洋
教育長	山部英之	総務防災課長	堀賢一
企画財政課長	松嶋良治	町民課長	妹尾茂樹
税務課長	妹尾一正	健康子育て課長	小川公一
福祉介護課長	稲田由紀子	産業観光課長	池田敏之
建設課長	渡邊孝一	上下水道課長	平井勝志
教育課長	藤原徳忠	病院事務長	坪田芳隆
会計管理者	稲田欽也	介護老人保健施設事務長	小出優子
矢掛寮長	西山弘之	総務防災課長代理	立川人土
企画財政課財政係長	石井亮太郎		

5. 出席した事務局職員

議会事務局長 守屋裕文 書記 高槻美希

6. 議事日程

日程第1 一般質問 8番, 11番, 9番, 5番, 12番, 2番, 4番, 7番



午前9時30分 開議

○議長（花川大志君） 皆さん、おはようございます。昨日の会議に引き続き、御苦労さまです。

ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手許に配付のとおりであります。

~~~~~

日程第1 一般質問 8番, 11番, 9番, 5番, 12番, 2番, 4番, 7番

**○議長（花川大志君）** 日程第1, 一般質問を行います。

お手許に一般質問の一覧表を配付しておりますが、今回の一般質問は8名の方々であります。質問の順序は、通告の順といたします。

まず、8番石井信行君、お願いします。石井君。

**○8番（石井信行君）** 議席番号8番、日本共産党の石井信行です。発言通告に従って質問をさせていただきます。

質問に入る前に、パレスチナでのハマスによる非道な人質連行と、それからイスラエルによるジェノサイドを糾弾して、即時停戦を求めて質問に入ります。

まず1つ目、かわまちづくりについて、お尋ねします。入札の公募を含めたプロポーザル入札は公正公平だったのか。それから、個人情報の漏えいを巡る損害賠償は、契約上の取決めの中にあるのか、2点についてお尋ねします。

まず、かわまちづくり事業の2つの入札の公募の公示文がここに2つあります。ほとんど同様のもので1つだけ、ちょっと一部分だけ読ませていただきます。

矢掛町魅力可視化促進ツール導入調査検討、これのほうの公示の文章ですが、矢掛町周遊促進加速化事業の委託業務に関する公示ですが、“矢掛町では、令和3年3月に開業した道の駅山陽道やかげ宿周辺の新たな賑わい施設整備を実施することとしており、令和4年8月9日に国のかわまちづくり制度に登録されたところである。本町の魅力である地場産品・歴史文化資源・自然資源を広く社会に情報発信し可視化するためデジタル技術を活用し、地域の活性化及び地域ブランドの向上などによる賑わいづくりの創出事業を実施するにあたり、株式会社電通西日本岡山支社を相手方とする随意契約手続きを行う予定としている”これは、あの公示文なんですけど、“随意契約手続きを行う予定としているが、株式会社電通西日本岡山支社以外の者で、下記3の参加資格要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認するとともに、契約の相手方を選定する目的で、参加意思のある者から技術提案書等の提出を招請するものである。

確認の結果、下記3の参加資格要件を満たすと認められる者からの技術提案書等の提出がない場合は、株式会社電通西日本岡山支社との随意契約手続きに移行する。

なお、下記3の参加資格要件を満たすと認められる者から技術提案書等の提出があった場合は、株式会社電通西日本岡山支社と当該応募者が提出する技術提案書等について、審査を行い、契約相手方を選定する。”契約限度額4,160万円となっています。

周遊加速化促進のほうもほとんど同じ文章ですのでちょっとそれは省いて、その下の技術提案参加手続等のところをちょっと読ませていただきます。

この技術公示文に書かれていたものですが、技術提案参加手続等のところで、“この技術提案に参加を希望する者は、技術提案参加資格確認申請書及び技術提案書を、下記のとおり提出しなければならない。”

として、技術提案参加資格確認申請書の提出期限、場所及び方法で令和5年6月19日から令和5年6月23日までの午前9時から午後5時までというふうにしてあります。これ、5日間しかありません。

で、建設課のほうへ申入れゼロということですが、国の入札参加マニュアルによれば、これの参加申請だけでいいのですが、矢掛町の公示では参加資格確認書を求めています。

期限は6月19日から6月23日までですから、参加資格確認を取るためにはさまざまな証明書が必要で、5日で取れるかどうかははっきりしません。その上に、6月19日からしか参加表明はできないはずですが、なぜか、ほかになければ、電通と随意契約手続きに移行するとありますから、電通は6月19日以前に既に参加していることになっています。これは、フライングではないか。

その上に、下記3の参加資格を満たすと認められた者から技術提案書の提出があった場合は、株式会社電通西日本岡山支社と当該応募者が提出する技術提案書などについて審査を行い、契約相手方を選定するとなっています。初めから電通ありき、というしかないのではないか。しかも、先導的試行としてさまざまな実証実験をしており、名前の通った大企業に対抗して提案できる企業は参加してみろと言わんばかりの高圧的な文言が書かれています。これで、公正公平な公示内容と言えるのか。

もう一点は、個人情報保護の面で、電通との契約には、町民の個人情報、町民だけではありませんが個人情報が漏えいした場合の損害賠償の規定はあるのか。

以上、入札の公平公正さが保たれていたのか。契約の中に個人情報漏えいに対する損害賠償の規定はあるのか。2点お尋ねします。

**○議長（花川大志君）** 建設課長。

**○建設課長（渡邊孝一君）** 8番、石井議員の御質問、かわまちづくりについて2点御質問いただきましたので、建設課よりお答えさせていただきます。

まず、1点目、プロポーザル方式による契約の御質問についてでございますが、今年度6月19日に公示したものに關する御質問と思います。これは、6月19日から30日の12日間で受付したもので、最初の5日間に技術提案参加資格確認申請書を提出していただき、30日までに技術提案書を提出していただくものです。

技術参加資格確認申請書は、法人に関する調書や誓約書、役員名簿、その他参考資料があれば申請書に添付して申請するもので、それぞれの書類は町のほうで様式を用意しており、各種証明書を添付する必要もないため、容易に申請できるものでございます。

技術提案書につきましても、町のほうで様式を用意させていただいておりまして、期間内で十分作成可能なものとなっております。

次に、特定の企業に有利な事前運用問題ということでございますが、これまでも幾度か御説明を申し上げてきましたように、かわまちづくり事業に係るソフト事業は複数年度にわたって行っていくものとしておりまして、今年度の事業も昨年度の事業が基礎となって進めております。昨年度に収集した情報を活かし、今年度更なる実証実験を重ね、来年度、更にブラッシュアップしていくものでございます。

かわまちづくり事業が完成する時に、どういった戦略を進めていけば良いか、矢掛町の魅力をより多くの人に知っていただき、更なる賑わいを創出できるかを現在、実証実験などを通して検証しております。各年度の契約により事業を実施しておりますので、問題はないものと考えております。

次に2点目の御質問、電通西日本とその関連企業と矢掛町との間の個人情報の漏えい防止に関する損害賠償を含む契約上の取決めでございますが、契約書に個人情報取扱特記事項を遵守するよう定めてお

り、個人情報に関し、秘密保持、適正な管理、目的外の利用禁止などを定めております。

また、電通西日本においては、電通グループ情報セキュリティ方針及び個人情報保護に関する基本方針に基づき、個人情報の保護に関する関係諸法令・規則、契約その他の規範を厳正に遵守し、個人情報の適切な管理・保護に努めることを表明しております。

損害賠償につきましては、内容によりその対応も変わってきます。もし、万が一にもそのような状況となった場合は、町の顧問弁護士などと相談しながら状況により判断するものと考えております。

以上でございます。

**○議長（花川大志君）** 石井君。

**○8番（石井信行君）** お答えいただきましたが、私は、まちづくりというのは全町民に開かれた参加で、どうしても行っていく必要があると考えます。かわまちづくり事業の地域説明会あるいはこのどの程度あるいは出来上がった完成度合いによってですが、その評価をどこでするのか、ひとつ、1点お尋ねします。

昨夜、ネット情報を見ていると、電通はオリンピック・パラリンピックのテスト大会を巡る入札談合事件で逮捕者を出し、政府の14府省庁と4都道府県1市から指名停止を受けていることがわかりました。

ここに、防衛省からのお知らせがあります。防衛省から令和5年の3月7日付けですが、株式会社電通グループほかに対する指名停止措置についてということで、電通ほか6つの会社の名前が述べられた後で、防衛省としては、当該6社を契約の相手方とすることは不適當である。独禁法違反ということで公正取引委員会から告発されているので不適當であると認め、本日令和5年3月7日から令和5年12月6日——今日までですが、までの9か月間、当該6社に対し、指名停止の措置を取ることとしましたのでお知らせしますと書かれています。

ほかにも、経産省、外務省、それからそのほかの省庁があつて、愛知県のもあるんですが、長い場合は1年の停止の期限があります。半年から1年ぐらいあります。こういうお知らせがあります。

それで、14府省庁4都道府県1市にこの指名停止。このような企業等契約を交わすということは、事業途中で中央省庁とのトラブルも想定されます。

バート、フソウに続いて、一つの企業を優遇しているのではないかという町民からの不安不信をより増すことになるのではないか。1年ごとに契約を見直すという条項に沿って、一旦契約を見直すべきではないかと考えます。地元説明会及び事業評価の組織が1点、契約の見つめ直しの3点に渡ってお尋ねします。

**○議長（花川大志君）** 建設課長。

**○建設課長（渡邊孝一君）** 石井議員の再質問、1点目のかわまちづくりのチェック体制等々についての御質問につきまして建設課よりお答えをさせていただきます。

まず、このかわまちづくりにつきましては、地方創成推進交付金制度を活用し、令和4年度より取り組んでおります。この地方創生推進交付金制度要綱に、事業に関する事項を記載した地方再生計画を作成することとなっております。本町でも地域再生計画を作成し、事業実施しているところでございます。

地域再生計画の中に、事業の検証方法も定めておりまして、検証方法として外部有識者による検証会議を開催し、実施事業の具体的な説明、KPIの検証を行い、次年度以降の事業に活かすための意見をいただきながら検証を行うと定められており、検証時期につきましても毎年度実施することとなっております。

ります。

令和4年度の事業につきましても、先日、この検証会議を実施させていただきました。事業の内容につきましても、本会議終了後の議会全員協議会におきまして報告させていただき予定とさせていただきます。

以上でございます。

**○議長（花川大志君）** 副町長。

**○副町長（山縣幸洋君）** はい、失礼いたします。石井議員の後段の御質問なんですけど、電通の指名停止の件で、町がDXに関する包括連携協定とそれから今回の契約相手は、電通西日本。確かにグループではありますが、グループ内の指名停止の6社とは別で、別会社になります。子会社でもありませんので、そこで抵触することはありません。

ちなみに、ちょっと通告に無かったんで知っている範囲なんですけど、電通は、国は確かに指名停止になりました。で、よく矢掛町が指名停止で参考にする岡山県であるとか倉敷市、こういった所の指名停止にはなっていないという事実はあります。それはちょっと別の話なんですけど、いずれにしても、電通と電通西日本は別会社っていうことで御理解いただきたいと思います。

以上です。

**○議長（花川大志君）** 石井君。

**○8番（石井信行君）** 岡山県も指名停止を受けていない、それからグループといっても西日本と直接関わりがないんじゃないかというふうに今言われましたが、グループの中に電通西日本株式会社は入っていますから、それはちょっと話が違うと思いますし、この岡山県は指定しないっていうのは、フソウの場合はちょっと当てはまらないような気がしますから、このダブルスタンダードはやっぱりよくないというふうに思います。今のお答えではちょっと納得はできません。

再々質問でありますけど、やかげ通信というミニコミ新聞によると、入札とは、契約の公正公平を期すための制度である。他の業者を排除するため、期間を極端に短くしたり、特定の業者のみを公示前に参加させたり特定の業者のみのデモンストレーションを行ったり、大企業の名前をわざわざ出して、他者を威圧したり、他の会社を威圧したり、もはや公正公平な入札とは言えないんじゃないか。東京五輪組織委員会がプレ五輪で、業者を事前に決めた電通が絡む贈収賄事件と同じ構図ではないかと書かれておりましたが、これにどう答えるのかお答えいただきたい。

**○議長（花川大志君）** 石井くん、その文書についての答弁ですか。

〔8番石井信行君「はい。」と呼ぶ〕

**○議長（花川大志君）** 執行部、答弁できますか。通告事項はかわまちづくりについてとなっておりますので、執行部どうですか。建設課長。

**○建設課長（渡邊孝一君）** 石井議員の再々質問に対して答えます。

本日、昨日からの報道等でもありましたように、電通側は先ほどおっしゃったようなことを否定している部分もございます。事実確認がなされない場での我々の発言ということは、この場では控えさせていただきます。

以上でございます。

**○議長（花川大志君）** 石井君。

**○8番（石井信行君）** 地元説明会についてもちょっとお答えがなかったんですけど、時間がどんどん過

ぎておりますし、町民と共にまちづくりを進めるっていうことを出発点に据えなければ、どんなすばらしい計画も出来上がった後の維持管理を含めて、万博に見られる大阪万博の経費の膨らみというふうな懸念も心配されますし、この賑わいのまちづくりの障害になるようなものであってはならないということをお願いして、次の質問に移ります。

2 つ目の質問は国保税についてのお尋ねです。国保については、町民と行政との双方でさまざまな努力を積み重ねて、今まで十数年にわたって、税率を上げずにやってきました。

国保の実態を見ると、2015 年加入世帯は 2,165 世帯、被保険者数が 3,062 人でしたが、それから 2022 年になると、1,814 世帯、351 世帯減っています。被保険者数が 2,748 人で 314 人と減っています。3,000 人の基準を下回ってしまった。

これからも、国保はどの人も一度はお世話になる制度なんですが、定年延長とも相まって、新規の加入者が増えるよりも減るほうが多い状況だとのこと。

しかも国保基金総額は、2019 年の 2 億 608 万 8,246 円から 2022 年には 1 億 6,710 万 5,561 円と大きく減っています。

医療費の高騰や高額医療費の受給者の増加、それから毎年の基金からの補填額が 3,000 万から 4,000 万続けていて、基金がなくなるのは時間の問題だとも言われています。

しかし、今、諸物価の異常な高騰と年金の減額、医療費の増加の中で国保税率が引き上げられれば、町民の生活は大変なことになってしまいます。国保税が払えなくて無保険になる世帯が増えることも懸念されます。受診抑制が進み、気が付いた時には重症化してしまうことも十分考えられます。マイナンバーカード等保険証との一体化も町民に不安や拒否反応が出ています。

町民誰もが一度はお世話になる国民健康保険制度です。何としても税率を上げないようにしていただきたい。担当課と町長にお考えをお尋ねします。

**○議長（花川大志君）** 健康子育て課長。

**○健康子育て課長（小川公一君）** 8 番石井議員の国保税についての御質問にお答えいたします。国民健康保険は、9 月末現在ですが加入者が 2,710 人ということで、この加入者の方の医療を支える制度としてあります。が、先ほど石井議員もおっしゃったように退職年齢の延長や団塊の世代が後期高齢者医療制度に移行する中で、加入者である被保険者の減少がずっと続いております。

この加入者の方の多くの方は、65 歳以上の年金生活の方で、保険税の負担が生活を直撃する方々だと認識しております。そうした方の保険税負担が最も少なくすむように、国や県からの支援を最大限受けられるように、健康づくりや医療費の適正化事業、保険税の収納率向上対策など町民の皆様とともに頑張っております。

しかし、平均の医療費は伸び続けておまして、被保険者は減少するという状況の中で、現状の保険税水準を維持し続けるのは大変困難という状況になっております。

健康子育て課といたしましては、このまま、医療費の増加や被保険者の減少が続くとしますと、必ず保険税の見直しをしなければならないと考えております。

保険税の算定に最も影響がありますのが医療費の動向でございます。現在は、毎月の医療費の状況を見ながら保険税の見直しの時期を模索している段階でございます。

御質問は、来年度の保険税の値上げは何としても抑えるべきではないかということですが、担当課といたしましては、保険税の上昇を抑制できる要因であります。例えば被保険者の数が増えるで

あるとか、所得が増えて保険税が増えるであるとか、医療費の減少があつて保険給付が減少するであるとか、国や県の公費の負担が増えて保険税の必要が無くなるとかいうことがあるような、保険税の上昇を抑制できる要因というのがここ数年では考えられないということがありますので、やはり必ず保険税の見直しは行わなければならないと考えております。

また、この見直しの時期につきましても、時期が遅くなればなるほど保険税の上昇幅というのは大きくなる可能性がありますので、可能な限り早急に保険税の見直しはすべきであると考えております。

**○議長（花川大志君）** 町長。

**○町長（山岡 敦君）** はい。石井議員の御質問について、お答えいたします。国民健康保険の運営につきましても、もう、以前からその会計の財政状況や将来見通しが懸念されてきたものであります。

先ほど担当課長からの説明にもありましたが、見直しをせざるを得ない。しかも、できるだけ早い時期のほうが、一度に大きな負担を掛けずに済むのではないかというふうな意見で私は聞いておりますが、しかしながら、現在の社会経済状況、これを見ますと、物価上昇のあおりを受けて町民の皆々様、各御家庭においても、厳しいやりくりが続いていることと思っております。こうした事情もしっかり踏まえて判断していかなければならないと思っております。

来年度につきましても、これから事業計画や予算編成に本格的に取り組んでまいりますが、現時点では、なるべく据え置くという考え方で臨みたいというふうに思っております。

以上でございます。

**○議長（花川大志君）** 石井君。

**○8番（石井信行君）** なるべく据え置くという。ちょっと危ないなというふうに思うんですが、ぜひ据え置いていただきたいというふうに思うんですが。

数年前に観光振興を目的に、財政調整基金から5億円を積み増したことがありました。これと同じようにいけるかどうかはわからないんですが、基金を作ると国のほうがすごく今やかましいということで、基金を作らないにしても、町民全体の健康保持増進の更なる底上げのための予算を大幅に増やして、今まで取り組んでこられた健康増進施策に上乘せする形で町民の健康増進の努力に補助金を回すべきではないか。

国保の医療給付を町民全体で少しでも減らすべく、さまざまな自助努力を町民はしていますが、例えば、健康体操しているグループに、あるいはウォーキングをしている団体に、山登りをしている団体に、グラウンド・ゴルフを寒空の中で続けておられる方々など、多くの自助努力を重ねている町民に、健康増進を促進する補助金を今以上にしっかり出していただくことを、ぜひともお考えいただきたいのですが、担当課と町長にお尋ねいたします。

**○議長（花川大志君）** 健康子育て課長。

**○健康子育て課長（小川公一君）** 石井議員の再質問に担当課からお答えいたします。健康づくりについての御提案ありがとうございます。

担当課といたしましても、今後は、今以上に健康づくりに取り組まなければならないと考えておまして、例えば近隣の自治体では笠岡市などが健康ポイントを導入した健康づくり事業へ取り組んでおまして、成果を上げております。

先ほどの石井議員の御提案の健康づくりを行う団体の方への補助なんかもですね、こういった健康ポイントを活用して取り組むことができるのではないかとということで、町としてもそういった新たな事業

も検討しておりますので、基金という話はありませんでしたが、こうした新たな事業展開する中でさまざまな財源の中の一つとして考えております。

**○議長（花川大志君）** 町長。

**○町長（山岡 敦君）** はい。石井議員の再質問にお答えいたします。

健康づくりということを考えますとですね、非常に分野として幅が広いものと私は思っております。例えば、運動と体操もありますし、あと栄養とかですね、生活環境というのもそれに当てはまってくると思いますし、それから小さなお子様から御高齢の方までですね、非常に幅広い分野だというふうに思っておりますし、健康づくりというのはもう非常に大切なことだというふうに私も思っております。

総合的に今考えていくという必要があると思いますし、それから、健康づくり施策っていうのは、今まで以上に推進していきたいというふうに考えております。

はい、以上でございます。

**○議長（花川大志君）** 石井君。

**○8番（石井信行君）** しっかり取り組んでいただきたいと思います。

町民のほうも、自助努力はいろんなところでやっております。それで、今度は国に対して、あるいは県に対してなんです、国に対しては国庫からの補助をしっかりと出していただくように求めること、これは町村会議でもいろんな要望の中に挙げられていると思いますので、国・県に対して、もう一つは各自自治体独自で国保の被保険者への優遇措置に対するペナルティを課すことがないように強い要望をしていただくことをお願いして、3つ目の質問に入ります。

町民からの要望を受ける基準について、その基準は一体どうなのかということでお尋ねします。建設課への要望、道路標示の要望に限ってお尋ねします。

要望書を持って行きますと、町内会から挙げるように、自治協議会を通じて挙げるように、議員を通して挙げるようになどと、その時々によって対応が異なっているように思います。なかなか町民の要望は、受け付けてもらい難い。

そこで道路標示要望に限って、どうすれば要望は受け付けてもらえるのか。新町長になって、改修・補修のテンポが随分早くなったと感じておりますが、町道の道路標示全体の補修計画や優先順位があるのか。あるいは逐次要望があったところから補修をしていっていただけるのか、具体的にお答えください。お願いします。

**○議長（花川大志君）** 建設課長。

**○建設課長（渡邊孝一君）** はい。石井議員からの3番目の御質問、要望書——建設課の要望に対する御質問でございます。

まず、一言に要望と申しましても、その内容はさまざまございまして、建設課では、現状のものが老朽化や破損等により支障をきたすものや道路の陥没など、安全性の確保のため緊急性を要するものに関しましては現地を確認した上で早急に対応させていただいております。

この場合は、先ほどおっしゃられたどなたかということではなく、もう通報により対応させていただくという状況でございます。

また一方で、現状の変更を伴うものに関しましては、石井議員の御質問にありましたように、自治会長や町内会長などの各種団体の方から、文書での要望の提出をお願いいたしております。

これはなぜかということで例を挙げますと、道路を広く利用するために側溝に蓋を掛けてほしいとい



った要望もございます。一方、この要望に対しまして、道路側溝に蓋をすることにより道路清掃時の負担が増えて困るというふうに、現状を変更することによってメリットやデメリットが生じてまいります。

そのため、現状の変更を伴う要望につきましては、文書での御要望を提出していただくことにより、関係者の皆様で御協議いただき、要望の内容、趣旨を共有していただきたいとの理由からでございます。

御意見の取りまとめを行っていただく自治会長や町内会長などには、意見の調整や要望書の作成など御苦労をお掛けすることと思いますが、要望の速やかな履行のため御理解・御協力をこの場を借りてお願い申し上げます。

2点目の御質問、町道の路面標示についてでございますが、御質問にありました横断歩道や停止線などの規制に関する管理者は公安委員会となるため、外側線や中央線に絞って答弁させていただきたいと存じます。

現在、町全体の見直しや補修の計画につきましては、路面標示はその性質上、道路の使用状況等により耐用年数、緊急度が異なっております。そのため、優先順位をつけ、予算の範囲内で整備をしておりますので、現状では全体の補修計画を作成はしておりません。

路面標示の優先順位につきましては、通学路点検により要望のあった個所を最優先に整備させていただいております。

次に、町民の皆様より要望のあった個所、次に町道の幹線。例えば、役場周辺の市街地外周線や東川面本堀線などを町のほうで判断させていただき、順に整備を行っております。

以上でございます。よろしく願いいたします。

**○議長（花川大志君）** 石井君。

**○8番（石井信行君）** はい。お答えいただいて、要望の種類をどういうふうに分けたいか少し分かりました。今後とも住民、町民の要望をしっかりと聞いていただけたらと思っています。

気が付いたことがあれば、すぐに建設課のほうへ、道路を走ってる時には、その場で電話をするようにしておりますので、今後ともよろしく願いします。

私は今、この住んでいる人が住み続けられるまちづくりっていうのは、これを町民とともに進めることがどうしてもやっぱり今後の矢掛町の発展にとって欠かせないことではないかというふうに思っております。今住んでる人が住める状態、住みやすくならなくて子どもや孫に伝えられる道理がないと、今後とも住民の声をしっかりと届けてまいりたいと思いますし、聞いていただくことをお願いして、私の質問を終わります。

**○議長（花川大志君）** 続きまして、11番土田正雄君お願いします。土田君。

**○11番（土田正雄君）** 議席11番の土田でございます。今回は2点の質問を行います。

まず1点目は、鳥獣害対策について。2点目は河川発生土受入れ地——旧宇角育成牧場の跡地でございますが、これの整備計画について、この2点について、お尋ねをいたします。

それでは1点目の質問を行います。1点目の質問は鳥獣害対策についてお尋ねをいたします。ハンマーナイフモア貸出しは耕作放棄地解消目的での草刈りに対して貸出しを行っております。

しかし、電柵など鳥獣害対策を行っておりますが、農地との間に耕作放棄地があると、イノシシ等に対して目隠しとしての隠れ場所になっております。そのため、ワイヤーメッシュが壊されたりして被害が増えております。そこで、鳥獣害対策として周辺の耕作放棄地の草刈りや電柵等の更新・修理に対して、1点目は、ハンマーナイフモアの貸出し、2点目は、電柵やワイヤーメッシュの更新・修理に対して

の補助などを行ってはどうか。担当課のお考えをお尋ねいたします。

**○議長（花川大志君）** 産業観光課長。

**○産業観光課長（池田敏之君）** 11番土田議員の鳥獣害対策について、産業観光課からお答えします。

まず、1点目のハンマーナイフモアの貸出しについての御質問ですが、この自走式草刈機でありますハンマーナイフモアは、平成20年度に設立された矢掛町耕作放棄地対策協議会が、耕作放棄地の解消を目的として国の耕作放棄地再生利用交付金を活用し、平成20年度に3台購入されました。協議会は、国の交付金が廃止された平成29年度に解散し、ハンマーナイフモアは町の所管となりました。

ハンマーナイフモアの貸出対象者は、国が示す耕作放棄地再生事業として活用される方のほか、利用を促進するため、町独自の貸出対象者として新規就農者、不在地主の農地を地域ぐるみで管理される方を追加しており、過去3年間の利用実績は、令和2年度が4件、令和3年度が1件、令和4年度は利用がなく、令和5年度も現在まで利用はなく、低調な利用状況となっており、周知が必要と考えています。

また、鳥獣害対策については、地域座談会において多くの地区でテーマとなっており、ハンマーナイフモアの有効活用の観点からも鳥獣害対策用としてのハンマーナイフモアの貸出しについては、前向きに検討していきたいと思えます。

2点目の電柵やワイヤーメッシュの更新・修理に対する補助の御質問ですが、昨年度、防止柵の導入の一助となるよう、農業資材等物価高騰対策事業を1,197万円で実施しました。また、本年度より、新たに県の補助事業の要件を大幅に緩和した町独自事業であります有害鳥獣侵入防止柵整備支援事業を実施しており、防止柵の新設のみ、過去に補助事業を活用していないなどの要件はありますが、防止柵の整備に対する補助を行っています。実績といたしましては、問合せ・相談件数12件に対し、2件で19万3,000円の交付決定を行っています。

本事業は、今まで対象とならなかった場所や新たな被害が発生している地域を対象として制度設計をしており、既に集落で防止柵を導入されている場所は、引き続き集落で管理していただきますようお願いいたします。

鳥獣害対策では、草刈り等の環境整備を実施していただき、イノシシなどの加害動物に魅力を感じさせない環境づくりも重要であると認識しております。引き続き、地域の皆さんと協力を図りながら、効果的な手段につつまして考えてまいりたいと思っております。

以上でございます。よろしく申し上げます。

**○議長（花川大志君）** 土田君。

**○11番（土田正雄君）** はい。それぞれ回答いただきました。

まず、1点目のハンマーナイフモアの貸出しについては前向きに検討するという回答でございました。利用者が少ないのであれば、有効活用の面からも利用条件を緩和する必要があるのではないかと思います。

有害鳥獣侵入防止柵整備事業については、非常に新たな設置で有難く思っておりますが、実際は12件のうち2件交付決定といった回答から見ますと、予算に対する執行率は数パーセントで、低くなっております。申請者の要望と補助要件の見直しが必要ではないかなというふうに思います。

また、電気柵本体についても、耐用年数は7年から10年程度と思われ、必要なワイヤーについても永久的に持つとは思われません。

申請者の思いと乖離しているのであれば、やはり今後、補助基準の見直しを検討することを強く要望

いたしまして、1点目の質問を終わります。

続いて、2点目の質問に移ります。2点目の質問は、河川発生土受入れ地 —— 育成牧場の跡地整備計画についてお尋ねをいたします。

一般的に一般質問は、町村の行財政全般にわたって執行機関に疑問点を質し、所信の表明を求めるものであり、議員は町の一般事務について議長の許可を得て質問することができると言われております。また、国・県や一部事務組合を対象とした一般質問はできませんが、公害など、町の環境に関わることであれば質問できるとなっております。そこで今回は、町内の県工事についてお尋ねをいたします。

平成30年災害以降、継続的に実施しております小田川等の河道掘削工事による発生土を宇角育成牧場跡地に搬入をしております。令和3年12月の説明会では、緩衝盛土工事など整備計画の説明会が地元宇角公会堂でありました。

そのあと、説明会で受けた質問事項に対しまして、令和4年1月31日に建設課会議室において、令和4年度以降、次のような工事を行うという計画があるという説明がございました。1つは、沈砂池の設置、水路工。2点目は、町道の付け替え工事。3番目は、盛土工、暗きょ排水工などがございます。

しかしながら、令和4年度から現在まで、これらの工事は行われておりません。令和3年度までに約14万立米が搬入されており、全体計画の盛土量は約35万立米になるが、整備終了年次は変動するという説明がございました。

矢掛町と岡山県で、河川発生土受入れ地整備計画について、基本協定書を交わしていると思いますが、約束の工事が行われないうまま今後も放置されるのであれば、地元住民にとって、大雨に対しての不安が解消されていません。このことに対して、基本協定書の中で、矢掛町としての対応はどのようにするのか、お尋ねをいたします。

**○議長（花川大志君）** 建設課長。

**○建設課長（渡邊孝一君）** 11番土田議員の御質問、河川発生土受入れ地 —— 育成牧場跡地でございますけれども、この整備計画についての御質問に建設課よりお答えさせていただきます。

まず、答弁に先立ちまして、地元住民及び関係者の皆様には育成牧場跡地への河道掘削発生土搬入につきましては、多大なる御理解・御協力を賜りまことにありがとうございました。この場をお借りいたしましてお礼申し上げたいと存じます。

発生土の搬入につきましては、令和4年度から令和5年度の河川掘削による発生土はほかの工事に全数流用いたしたため、育成牧場跡地への搬入は実施しておりません。

御質問にありました、令和4年度以降に実施予定であった、1番沈砂池設置、水路工、2番町道付け替え工事、3番盛土工、暗きょ排水工の現状について、岡山県に確認をいたしましたので、報告させていただきます。

まず、1番目の沈砂池設置、水路工につきましては、盛土完了工区についての仮設沈砂池は施工済みであり、最下段の沈砂池については今後の施工予定。水路工におきましても、今後の盛土の進捗に合わせて施工するとの事でございます。2番目の町道付け替え工事につきましても、今後の搬入状況に合わせて施工される予定でございます。3番目の盛土工、暗きょ排水工につきましても、今後の搬入状況により施工される予定でございます。また、暗きょ排水工につきましては、盛土完了箇所については施工済みとの事でございます。

その他の工事として、緩衝盛土は施工済みであり、盛土完了箇所につきましても安定勾配で施工をし

ているとの事でございます。合わせて、令和5年5月26日に盛土規制法が施行され、技術基準等について今後の対応を検討していくとの回答でございました。

基本協定書についての矢掛町の対応についてでございますが、基本協定の定めに基づき、岡山県としっかり協議しながら地元への影響・安全に配慮しながら進めてまいりますので、御理解、御協力をお願いいたします。

以上でございます。

**○議長（花川大志君）** 土田君。

**○11番（土田正雄君）** はい。回答いただきました。その中で令和4年度から令和5年度の河川掘削による発生土はほかの工事に流用したので、宇角のほうには搬入はしなかったという回答でございました。

また、沈砂池・水路工は、盛土が終わってる工区については施工済であり、盛土完了箇所についても、安定勾配で施工しているという回答でございました。

しかし、現地を見てみると、一度も草刈りが行われておらず、のり面の確認もできないような状況です。また、協定書の中で事業に関する事項については、毎年度の事業計画決定後、速やかに矢掛町に文書で提出するというふうになっております。特定盛土施工農業規制法については、県は技術基準など今後の対応は検討していくという回答でしたが、あくまでも、土地所有者は矢掛町であり、管理責任は免れないと思います。安全性も含めた維持管理ができてないと思いますが、再質問として、矢掛町として地元の安全確保や維持管理についてのお考えをお尋ねをいたします。

**○議長（花川大志君）** 副町長。

**○副町長（山縣幸洋君）** はい。失礼いたします。土田議員の再質問にお答えさせていただきます。

現状では、町として維持管理が出来ておらず、安全性についての確認ができていないといった御指摘でございます。たしかに、議員の御指摘のとおり、草刈りも行っておりませんのでかなり草が伸びており、現状荒地のような状況になっております。

この事業は県事業ということでございますが、御指摘のとおり町として、維持管理という言葉がそれを包括するわけじゃありませんが、管理、安全確認ができていなかったというのは確かでございます。御指摘に関しましては、真摯に受け止めさせていただきます。課長申しましたように、県との協定に基づきまして、維持管理・安全確保に努めてまいりたいと思っておりますので、御理解のほうよろしくお願いたします。

**○議長（花川大志君）** 土田君。

**○11番（土田正雄君）** 副町長より回答をいただきましたが、矢掛町として責任のある対応、また説明責任、こういったものを求めまして、私の質問を全て終わります。

**○議長（花川大志君）** お諮りいたします。一般質問の途中ですが、ここで15分程度休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（花川大志君）** 異議なしと認めます。よって、10時40分まで休憩いたします。休憩。

午前10時25分 休憩

午前10時39分 再開

**○議長（花川大志君）** 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続けます。

それでは、9番川上淳司君をお願いします。川上君。

**○9番（川上淳司君）** 失礼いたします。議席9番の川上淳司です。通告により質問いたします。

私の質問としましては、毎朝通る国道486号線を走っておりますと、矢掛西町バス停、中町のバス停、東町のバス停、3つのバス停がありますが、停留所のある場所は西向きの場合ですけど、小田川へせり出しています。

河川上の構造物ですけど、設置されてからの時間経過は相当あるように思われますし、日々の点検が行われているかどうか。また、どのようにされているかが、また管轄が違うと思われんですけど、早急に確認を行い周知していただきたいと思っておりますし、町としての考えをお聞きしたいと思えます。よろしくをお願いします。

**○議長（花川大志君）** 建設課長。

**○建設課長（渡邊孝一君）** 9番川上議員の御質問、道路にある構造物について、建設課よりお答えさせていただきます。

御質問の構造物は、道路管理者である岡山県備中県民局井笠地域事務所に確認をいたしましたところ、バス停3か所はいずれも道路管理者が管理を行っているものでございます。道路の構造物につきましては、道路管理者において道路パトロール等により定期的実施され適切に管理されているものと認識しております。

以上でございます。

**○議長（花川大志君）** 川上君。

**○9番（川上淳司君）** よくわかりました。町内にはまだまだいろんな構造物があると思いますが、今後、東南海地震がいつ起こるかわからない状況の中で、安全確認を行う必要があると思いますので、確認していただきたいのと併せまして、所有者がどなたかっていうのが、たぶん分からないものが相当あると思いますので、そこら辺をどのように行われているかを教えていただきたい。

そしてまた、道の駅の周り、周辺ですけど、私も通る時ドキッとすることがあるのが、いきなりこう道路上というか、植え込みからぽつと歩行者が出るような場合があったりして、すごく危険を感じております。

あれは岡山県と矢掛町で共同で作ってる施設でありますので、その周りの歩道整備につきましても、どのように今後やっていくのかお教えいただくようにお願いします。

**○議長（花川大志君）** 建設課長。

**○建設課長（渡邊孝一君）** 9番川上議員の再質問に建設課より引き続きお答えをさせていただきます。

御質問の中にありました構造物でございますけども、川上議員がおっしゃったように、町内にはさまざまな構造物がございます。安全確認につきましては、岡山県と同様に道路パトロール等による実施、また、橋やトンネルなどの重要構造物におきましては、法令により5年に1回の詳細な点検を実施しているところでございます。

2点目の御質問、道の駅周辺の歩道の未整備箇所におきましては、道路管理者である岡山県に既に要望をさせていただいているところでございます。引き続き、要望してまいりますので、御理解いただきますようよろしくお願いいたします。

以上でございます。

**○議長（花川大志君）** 川上君。

**○9番（川上淳司君）** 現状よくわかりました。本当にあの所管外であることを承知の上で質問させていただきましたが、わかりやすい御回答で安心できると思います。今後も知っておいてよかったなということが十分にあると思いますので、ありがとうございます。また、町民が安心かつ安全に生活できるようにお願いしまして、1つ目の質問を終わらせていただきます。

続いて、次の質問に移ります。質問といたしましては、今年の夏もとても暑く、中学生の運動部の部活動はできない日が多く、大変だったと思います。次年度からは全てとは言いませんが、室内競技はB&G海洋センターでの利用をお願いできないかを提案させていただき、町としてのお考えをお伺いします。

**○議長（花川大志君）** 教育課長。

**○教育課長（藤原徳忠君）** 9番川上議員の夏季——夏休みの中学生の部活動について、教育課からお答えをいたします。

今年の夏は全国的に平年より暑い夏となりました。気象庁によると、日本の夏6月から8月の平均気温は、1898年の統計開始以降、最も高くなり、最高気温の過去最高を更新した地点は128地点、石川県の小松市や福島県伊達市などでは初めて40度を記録した状況ということでございました。本町も40度は超えてはいませんが、その暑さにへき易としたところではないかというふうに思います。

さて、この暑さの中、部活動に関しては、文部科学省が令和5年4月28日に“学校教育活動等における熱中症事故の防止について”という文書を発出、それから、岡山県からはそれを受けまして、令和5年5月1日付けで”学校教育活動等における熱中症事故の防止について”という通知を発出しているところであります。この通知では、運動部活動以外の部活動や、屋内での授業中、登下校中においても熱中症事故が発生しており、それほど高くない気温、いわゆる25度から30度でも適切な措置を講ずることや、それから暑さ指数等を活用して熱中症の危険性を適切に判断するなど、活動の場所や種類に関わらず、水分補給等を含めた適切な安全管理を徹底するという内容でありました。

矢掛中学校におきましても、この通知により、適切な安全管理を行うことにより、この夏も熱中症の事故もなく適切な対応ができたと思っております。

御質問につきましては、中学校の部活動も教育の一環として位置付けられていますので、B&Gのアリーナ、いわゆる体育館等の使用については、中学校に限らず、町内の認定こども園、保育園、小学校が保育、教育の目的で使用する時は全額減免というルールに適用されるものであると解釈されますので、空調設備を含めて全額減免で使用可能ということでございます。

また、スポーツ少年団につきましては、アリーナ等の使用については、大会・練習試合・練習を問わず全額減免。ただ、空調設備については、全面使用に限り、大会・練習試合は全額減免となります。練習のみということであれば使用料をいただくということになります。

いずれにしても、利用状況を確認しながらではありますが、熱中症対策として空調設備は有効な手段でありますので、ぜひ、御利用いただけたらというふうに思います。

以上でございます。

**○議長（花川大志君）** 川上君。

**○9番（川上淳司君）** 先ほどお聞きした中でちょっと残念なことがありました。スポーツ少年団の大会以外、練習では、空調設備を使えない減免できないというふうなことがありますので、ちょっと大至急御検討いただくようお願いしたい。

要するに、基本的に熱中症が少なくなればいいわけですし、やっぱりそれで命を落とす子もいらっしゃるんで、そういうことが矢掛町で起こらないということをお願いしたいなと思いますので、再質問としましては、その件を1件。

併せまして、スポーツ少年団に対しまして、夏場の指導方法について、やっぱ中学生と同等な指導となっているにも関わらず、中学生が部活中止になっても関わらず、スポーツ少年団は指導していたというふうな事も話の内容として聞いておりますので、そこら辺の御指導のほうもどのようにやっていただいているかっていうのを教えていただきたいと思いますが、よろしく願いいたします。

**○議長（花川大志君）** 教育課長。

**○教育課長（藤原徳忠君）** 再質問でございます。その内容は、まずスポーツ少年団に対しまして、中学生と同じような指導となっているのかというのが一点。それから、スポーツ少年団の練習時のエアコンが利用できるその減免という形の2点だと思います。

まず、スポーツ少年団への通知というか指導ということでございます。これは、令和5年7月21日付けでスポーツ活動中の熱中症予防についてという注意喚起の文書が日本スポーツ少年団から出されております。内容は、熱中症予防の原則を熱中症予防5か条としてまとめたもので、熱中症事故をなくすための呼び掛けを行うというものであり、同日付け——つまり、7月21日付けで町内のスポーツ少年団へメールで通知しておるという状況でございます。

それから、2点目のスポーツ少年団の空調設備の使用について、練習の時も無料にしてほしいという内容であろうかと思えます。

B&G海洋センターをはじめとする社会教育関連施設の使用料につきましては、昨年度から議員も御存じのとおり、紆余曲折を経て今年の7月1日に改定をしたところでございます。

部活動との違いは先ほど申し上げましたように、部活動は教育の一環ということで無料にしておりますが、スポーツ少年団につきましては、これもいろいろあるかと思いますが、私が思うにそのスポーツ少年団の意義の一つに、スポーツを通して子どもの健全な成長を促すというものがあろうかと思えます。

そのような観点から、B&G海洋センターの運営委員会をはじめとする各種団体から御意見を頂戴して、今後、考えてまいりたいというふうに思えます。

以上でございます。

**○議長（花川大志君）** 川上君。

**○9番（川上淳司君）** 御回答で少し安心できるのかなと思いましたが、スポーツ少年団の対応を今後ともお考えいただけるということで御確認できたことはひとつ進歩かなと思っておりますし、また、熱中症になる子が、なってからでは遅いんで、なる前の予防っていうのが一番大事だと思うんで、今後もやっぱりそういうことで、やっぱり教育の一環だけでなく、やっぱ子どもたちの安全を守る意味でも、すごく重要だと思っておりますので、今後とも御検討いただいて一番良い方法をとっていただく。矢掛町から熱中症を出さないっていうのをお願いしまして、本日の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

**○議長（花川大志君）** 続きまして、5番田中輝夫君お願いします。田中君。

**○5番（田中輝夫君）** 議席5番田中輝夫です。通告に従い3件、水道事業の安全な水供給の取組について、放課後児童クラブの利用者負担額軽減について、不登校の支援対応の取組について、以上の3件

について質問させていただきます。

まず、1点目。水道事業の安全な水供給の取組についてですが、本年、県内で浄水場から国の暫定目標値を超える有機フッ素化合物が検出されたほか、過去の水質検査で基準値を超えた塩素酸が検出されていたにも関わらず放置していた不適切な対応があったと報道がありました。

本町の水道事業も供用開始して50年を経過しましたが、毎年水質検査も行っています。水道管については、強度が弱く、ほかの種類よりも破損率の高いセメント管は年度内更新完了する計画ですし、同様に強度の低いとされている塩化ビニール管の更新など、順次設備更新を行っています。

なお、本町の水道は、送配兼用水道管路というシステムの構造上、濁りがまれに発生しやすいということがあります。利用者の中には、少数ではありますが濁りが気になって大丈夫なのかなと心配する方もいます。

そこで、本町の水道事業について、水質検査の精度、破損率の高い水道管の更新の進捗状況など、安全な水の供給への取組など執行部の見解をお尋ねします。

**○議長（花川大志君）** 上下水道課長。

**○上下水道課長（平井勝志君）** 5番田中議員の御質問、水道事業の安全な水提供について、上下水道課からお答えいたします。

まず、水質検査についてでございますが、水道事業において供給する浄水の水質基準につきましては、水道法第4条をはじめ水質基準に関する省令などでその基準が定められており、原水では39項目、浄水では51項目について、細かく定められております。また、そのほかにも、水質管理目標設定項目など水道管理上の留意すべき項目についての基準が定められております。

水質の検査方法につきましては、水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法と題しまして、厚生労働省通知が発出されており、その通知の中で、試料の採水方法から保存方法、検査器具・装置の種類、検査・分析の方法など、それぞれの検査項目ごとに細かく検査方法が指定されております。

本町では、厚生労働省の登録を受けた指定検査機関に委託して定期的な検査を実施しております。もちろん、検査精度は国の基準に準拠したものでございます。この水質基準項目の検査結果でございますが、浄水51項目について、全ての項目で基準値を満たしておりますので、安心して上水道を御利用ください。

次に、破損率の高い水道管の更新という御質問でございますが、破損率の高いセメント管の更新につきましては、本年度も更新工事を実施しており、今年度末で残延長は300メートルとなる見込みでございます。なお、この残り区間につきましては、令和7年度に更新完了する計画でございます。

また、他の管種の更新につきましては、導水管、大口径の送水管・配水管を基幹管路と位置付けており、セメント管の更新に引き続き、年次計画的に耐震化も併せた基幹管路の更新を進めていく予定でございます。

上水道でございますが、言うまでもなく、生活に欠かせない、欠くことのできないライフラインでございます。水道利用者の皆様に、安心して御利用いただける安全な浄水を安定的にお届けすることは、私ども水道事業に携わる者の使命であり責務でございます。安全というものは何もしなくても得られるというものではございません。少しの油断が致命傷になる事業でございます。水質の安全も送水の安定も、徹底した水質の監視やきめ細かな施設管理の基に成り立っていると考えております。今後も、より



一層危機意識を強く持ち、水道利用者の皆様に、安全と安心をお届けできるよう課員一同努めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

**○議長（花川大志君）** 田中君。

**○5番（田中輝夫君）** 答弁いただきました。水質検査は、採水方法から保存や装置の検査等々厳しく、浄水においては51項目全てに基準値を満たしているというふうなことでした。セメント管も残りも約300メートルで、令和7年度には更新完了予定とのことでした。安全な水の供給の取組については、更に水質の監視や施設管理を行っていくというふうなことの答弁でした。

そこで再度お尋ねしますが、送配兼用水道管路というシステムの構造上、濁りが発生しやすいという課題がありますが、どうなのか。それと、送配兼用管路の解消は莫大な費用と時間が掛かるので、本町としては計画していないというふうに推察しますが、送配兼用管路を使用していない行政はどれぐらいあるのか、お伺いします。

**○議長（花川大志君）** 上下水道課長。

**○上下水道課長（平井勝志君）** 5番田中議員の再質問にお答えいたします。

個々の事業体について、全ての送水・配水システムを調査していないため、正確な情報はございませんが、基幹浄水場からの送水管路を全面的に配水本管として利用している事業体はかなり少ないと思います。

送水管と配水管は分離することが理想で、流向——水の流れる方向が定まるということは配水の管理の面でも優れていると思いますが、送配兼用の管路とすることで設備投資が半減するというメリットもございます。

本町の水道事業は、水源が市街地に近く、なおかつ低い場所に位置しているといった地理的要因から、設立当初から送配兼用という仕組みで管路網を整備してまいりました。

また、管路口径の大口径化を避けたり、地理的な要因での水量不足や圧力不足を補うための管路網のバイパス化などさまざまな工夫を行い整備費を抑制することで水道料金の抑制にも努めてまいりました。

送配兼用の管路だから濁りというものでもなく、濁りの原因としましては、水道管の破裂や消火用などの急激な水の動きによるウォーターハンマー現象の発生が多いと感じています。これは管路の老朽化や管路の口径が細いといったことが原因の一つでございます。

この管路網についての課題は、費用的にも大変大きい課題でございます。近年では、さまざまな物の価格が高騰していく中、利用者の皆様に安全安心をお届けする経費も増加しており、水道事業として経営の面でも大変厳しい苦慮している状況に直面しております。

管網計算結果を元に管路網の詳細な解析を行う中で、管路更新時などの機会を利用し、適正口径化の推進やバイパス管の解消などさまざまな方法により、費用は要しますができる限り濁りの発生しにくいシステムの構築に努めてまいります。

**○議長（花川大志君）** 田中君。

**○5番（田中輝夫君）** 答弁いただきました。白い濁り水の原因は、水道管内部の圧力が急激に変化すると外部の空気が混入し、小さい気泡が集まって白く見えるというふうなもので問題はないというふうに聞いておりますし、今日はウォーターハンマー現象の説明でありました。適正な口径化を進めることで心配を無くしていくとの答弁でした。

また、他市では送配水兼用管路というふうなのはやっている所は少なく、別々に分けているところが

多いということでしたが、本町では水源が低く、地理的要因から送配兼用を選択したというふうな説明でありました。

そこで、最後ちょっとお尋ねします。これは安全な水というふうなことでテーマと少し違うとは思いますが、水道事業に関しての関連することなので、お伺いしたいと思います。

これからの時期は寒くなって、水道管凍結とかアナウンスが起こる可能性があります。また、カメムシが多い時には大雪が降ったりとか、寒波がやってくるというふうなことを昔から言われております。これも科学的根拠はありませんが、そういうふうには伝えられております。

そこで、寒波による水道管凍結・断水の防止対策などの啓発活動、それとまた、災害発生時に備え、町独自で給水車を保有することは考えていないのか、その2つについてお伺いします。

**○議長（花川大志君）** 上下水道課長。

**○上下水道課長（平井勝志君）** 5番田中議員の再々質問にお答えいたします。給水車の保有ということで、令和3年3月議会で、同様の御質問をいただいております。本町の規模での給水車の所有は難しいという答弁内容でございました。

現在、本町には給水車はございませんが、防災担当課において庁舎及び7地区の避難所には災害用組み立て式給水タンクを配備いたしました。また、給水用の移動式タンクとして、300リットルのタンクと1トンのタンクを浄水場に配備しております。その他、浄水場には、非常用ポンプと発電機の設備がございますので、非常災害時には、この移動式タンクとポンプ、発電機を組み合わせ、給水車の代用として活用することを考えています。

次に、寒波に対する備えとしての凍結防止対策でございますが、水道利用者の皆様方に御家庭内の給水装置の凍結防止対策の実施につきまして、町のホームページや有線放送、広報紙などさまざまな媒体を利用して啓発を行い、大規模な断水の発生の防止に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

**○議長（花川大志君）** 田中君。

**○5番（田中輝夫君）** はい、答弁いただきました。2年前、同じこの給水車については質問をさせていただいたと思いますが、給水車を保有するほうがいいのか、応援又はレンタルでやったほうがいいのかというのは検討していただいたと思います。費用対効果を考えてレンタルとかのほうがいいのかというふうな結論だったと思うんですが、先ほども説明ありましたが、防災担当課において庁舎及び7地区の避難所に災害用組み立て式給水タンクや移動式タンクを配備したのをお聞きしましたので、その点については、いくらかでも前進しているというふうなことを受け止めました。

それと、これも給水車のことにつきましては、まだこれからもありますが、非常時に備えて、どちらがいいのかというのを今後も検討していただいたいというふうなことで、提言として言わせてもらいました。

今回の質問で、水質検査は厳重に行い、安全な水の提供に努めていることを伺い、安心しました。水の安全というものは、何も無くして得られるものでない。少しの油断が致命傷になる事業であるとの答弁でしたので、今後も設備更新を行いながら、利用者に安全な水の供給に努めてもらうことで、この質問は終わります。

次に、放課後児童クラブの利用者負担額軽減について、質問させていただきます。放課後児童クラブは現在、町内で5クラブあります。保護者が仕事なので昼間家庭にいない児童を対象とし、適切な遊び

や生活の場を与えて健全育成を図るのが目的です。両親共働きの家庭では利用しやすく、大変有難いクラブとなっています。

原則として小学校の敷地内に児童クラブ室を確保し、運営は地域の運営委員会などによって行われています。運営費は町からの委託金、保護者負担金、その他おやつ代等で運営されています。

そこで、以下についてお尋ねします。1 点目、現在そのクラブの利用児童数と支援員の充足状況。2 点目、一世帯で兄弟が利用又は一人親世帯の場合など、利用者負担額軽減免除制度はあるのかないのか。町としての方針、見解をお尋ねします。3 点目、現在 5 クラブがあり、独自で運営されていますが、町として町主体の一つのクラブに統一する考えはないのかの 3 点をお尋ねします。

**○議長（花川大志君）** 健康子育て課長。

**○健康子育て課長（小川公一君）** 5 番田中議員の放課後児童クラブ利用者負担軽減についての御質問にお答えいたします。

放課後児童クラブは、現在、美川と山田小学校を除く町内 5 小学校に設置されておりまして、その運営は町の委託を受けた各地区の運営委員会が行っています。

御質問の 1 点目、児童クラブの利用児童数と支援員等の充足状況についてでございますが、今年 3 月の認可申請時点の利用児童数と支援員数でございます。

まず、矢掛小学校の矢掛なかよし児童クラブの利用者は、常時利用が 47 名、一時利用が 50 名で、指導員は 12 名のうち資格のある支援員が 9 名、その他補助員が 1 名、アルバイト 2 名でございます。

次に、三谷小学校の三谷のびのび児童クラブの利用者は、常時利用が 28 名、一時利用が 21 名で、指導員は 10 名のうち資格のある支援員が 5 名、その他補助員が 2 名、アルバイト 3 名でございます。

川面小学校の川面ひまわりクラブの利用者は、常時利用が 24 名、一時利用が 14 名で、指導員は 7 名のうち資格のある支援員が 4 名、その他の補助員が 1 名、アルバイト 2 名でございます。

中川小学校の中川児童ゆうゆうクラブの利用者は、常時利用が 14 名、一時利用が 11 名で、指導員は 6 名のうち資格のある支援員が 2 名、その他アルバイト 4 名でございます。

最後、小田小学校の小田わかばクラブの利用者は、常時利用が 24 名、一時利用が 13 名で、指導員は 5 名のうち資格のある支援員が 5 名でございます。

いずれの児童クラブも支援員は基準以上の配置となっております、充足しております。

次に御質問の 2 点目、放課後児童クラブの利用者負担額について減免制度について、あるのかないのか町の指針ということでございますが、まず、児童クラブの利用者負担額の減免は町としてはございません。放課後児童クラブの利用者負担金 ―― 保護者負担金とも言いますが、御承知かと思いますが、各児童クラブの規約にその内容や金額を定めて保護者から徴収しているものでございます。

金額は、ほとんどの児童クラブが月 6,500 円のうち 1,500 円がおやつ代となっております、それ以外にも一時預かりなどで 500 円から 1,000 円程度の費用を徴収しているところもございます。

この保護者負担金を徴収する根拠となっているのは、町の定める矢掛町放課後児童健全育成事業実施要綱でございまして、第 13 条に運営委員会は、対象児童の保護者から必要な費用を徴収すると規定されております。これに基づいて各児童クラブで徴収しております。

この保護者負担金の金額については、過去に町が直営で児童クラブを運営していた時代がございまして、その当時に定めた金額が 6,500 円でございます、その金額を現在も踏襲している形になっているようでございます。また、保護者負担金の用途につきましては、特に定めはございませんが、各児童ク

クラブの運営上に必要な基準を上回る人件費などの経費とか町の委託料には含まれていない独自の事業の実施に必要な経費など、それぞれ運営に必要な経費として各児童クラブの運営委員会の決定を経て規約に定めたものと考えております。

この減免制度ですが、近隣の状況を見てみますと、笠岡市は非課税世帯の場合一人につき3,000円の補助、井原市はひとり親家庭の場合4割軽減、同一世帯に2人以上の場合に2人目が半額、3人以上いる場合には1人目も半額としております。浅口市は、ひとり親世帯で非課税の場合半額、里庄町の場合には、生活保護の場合減免というふうになっております。

こうしたことを踏まえまして、町としての減免制度の指針・見解でございますが、健康子育て課といたしましては、こうした減免制度、軽減措置は、子育て支援施策として保護者の経済的な負担を軽減することが目的でございますので、この制度だけを見て判断するのではなくて、町全体の子育て支援施策の中で保護者の経済的負担の更なる追加対策が必要かどうかを判断する必要があると考えております。

田中議員の御提案につきましては、来年度策定いたします子ども子育て支援事業計画の中で保護者など関係者の意見を聞き、検討したいと考えております。

以上でございます。すみません、失礼しました。もう1件ございました。

もう1件、3点目の御質問、現在5クラブあり独自で運営されている児童クラブを町として1つのクラブに統一する考えはないのかということでございます。現在、町内の児童クラブの活動内容は、各児童クラブがそれぞれ工夫し、それぞれの地域にあった運営をしておるところでございます。ですので、支援員は、それぞれの運営委員会で雇用してございまして、その処遇についても各児童クラブにおいて違いがあるものと考えております。

また、最近では、児童クラブの安全対策が強化をされて、子どもへの対応も個別に丁寧に行うことが求められてきてございまして、保護者からの要望も高度化、複雑化してきてございまして、そうした中で、小規模の児童クラブがその全てに対応することが難しくなってきたり、運営自体が厳しい状況になってきているとも認識しております。

一方で、各児童クラブの運営は、法令で定める最低基準を少しでも上回るよう各運営委員会が長年努力されてきており、その結果として、児童クラブごとにその地域にあった特色のある運営が行われており、その点は良いことだと考えております。

こうしたことを踏まえまして、御質問への回答でございますが、児童クラブを町として1つのクラブに統一するという事は将来の選択肢のひとつとは考えておりますが、現時点では各児童クラブの主体性を尊重したいと考えております。

以上でございます。

**○議長（花川大志君）** 田中君。

**○5番（田中輝夫君）** はい。答弁いただきました。

5クラブとも相当数の利用状況であることがわかりました。また、各クラブを町内一つに統一する考えは現時点では考えていないというふうな答弁でした。利用者負担額軽減措置については他の市町の例も少し挙げてお聞きしましたが、本町では次年度策定予定の子ども子育て支援計画の中で関係者の意見を聞き、検討していくというふうな答弁がありました。

その中で、軽減はお願いしたいんですけれども、どこのクラブにしましても運営費の余裕はないというふうに思っておりますので、利用者負担額の軽減が発生した部分については、また町の補助で対応を

お願いしたいというふうなことを考えていますが、その見解について執行部のほうの答弁よろしくお願  
いします。

**○議長（花川大志君）** 健康子育て課長。

**○健康子育て課長（小川公一君）** 田中議員の再質問にお答えいたします。

児童クラブが独自に利用者負担額を減免した場合に、減免した部分を町で補助するということにつ  
いての見解ということで、近隣の市町の状況もそうですが、町としての公平性を考えまして、ある特定の  
児童クラブだけが減免をするということに対して、補助をするというのが公平性には欠けるというふう  
に考えておりますので、現時点では特定のクラブだけを対象とした補助をするというのは考えておりま  
せんが、今後、児童クラブ運営委員会からこの減免について相談などがあるようでしたら、その減免の  
目的とか、必要性、対象者の範囲ごとに詳しいお話を聞いた上で町全体の施策として必要かどうか、実  
施可能かどうかということは検討させていただきたいと思えます。

**○議長（花川大志君）** 田中君。

**○5番（田中輝夫君）** はい、答弁いただきました。特定のクラブだけの減免をしていないというふう  
なのはわかるんですが、特定のクラブというふうなのはどの範ちゅうを言ってるのか、少し理解が難し  
かったんですが、当然、放課後児童クラブというふうなのは各クラブでは運営していますが、要領・要  
綱などは町が定めて、全体にそれに基づいて行っている事業だというふうに思っておりますので、要領・  
要綱、その部分を追加するなりしたら、全クラブが対応するのではないかなというふうに考えており  
ますので、よろしくお願います。

利用者負担額の軽減についての補助をお願いしたんですが、本日ここでその場で即答は難しいという  
ふうなのは理解しておりますし、各運営委員の指導員の皆さんの意見を聞いて判断していただきたいと  
思えます。意向を酌んで、実施していただきたいと思えます。

放課後児童クラブは、共働きの家庭、一人親家庭では大変有難いクラブです。利用者が利用しやすい  
ように、保護者の経済的負担軽減の措置の実施と今後の指導員不足にならない対応など、町として一つ  
のクラブへの統合も再度提案しますので、今後検討していただきますようによろしくお願いたします。  
これをもちまして、この質問は終わります。

次に、不登校への支援対応の取組についてお伺いします。学校生活におけるトラブル、いじめや集団  
生活の苦手な子、家庭環境、不安や緊張、無気力などさまざまな理由で学校に行きたくても行けない子  
どもがいます。

前回の一般質問の後、不登校の生徒が行っているひまわりの家を訪ねてみました。そのときは、ハン  
ダゴテを使ってラジオ作りをしていました。教員の方に教えてもらい、上手にハンダを付けていて頑張  
っている様子を拝見しました。

そこで、学校にも行けず、家に引きこもりの子どもの数が把握できているのか。それと、小学校・中  
学校でどのような支援対策を行っているのか。また、中学校へは通えなかったが卒業前になって進学し  
たいというふうな前向きな気持ちが出た場合の支援対応について、本町の取組並びに方針をお尋ねしま  
す。

**○議長（花川大志君）** 教育長。

**○教育長（山部英之君）** 5番、田中議員の不登校への支援対応の取組について、教育課からお答えい  
たします。

本町でもこの不登校問題は、喫緊の課題と位置付けております。不登校児童生徒とは、何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しない、あるいは登校したくてもできない状況にあるため、年間30日以上欠席したもののうち、病気や経済的な理由によるものを除いたものと文部科学省の調査で定義されております。

個々の児童生徒が不登校となる背景にある要因や直接的なきっかけはさまざまで、正に特定できないということも多い状況であります。

本町の不登校の状況を申し上げますと、令和4年度で小学校5件、中学校14件、令和3年度におきましては、小学校4件、中学校14件となっております。また、不登校の一つの目安として使われる出現率、これは100人当たりを基準としたものでございますが、令和4年度は小学校0.86、中学校5.49、令和3年度は小学校0.67、中学校5.66となっており、全国の値は、令和4年度は小学校1.70、中学校は5.98となっており、矢掛町は令和4年度につきましては小・中学校とも全国を下回っております。

矢掛町が実施しております対策といたしましては、まず、岡山県教育委員会の事業を活用しているのですが、矢掛小学校に登校支援員1人を配置しております。また、中学校不登校対策別室指導実践研究として、矢掛中学校に専用の教室を設けまして、専属の教員1人を配置しています。この事業は、個々の生徒の状況に応じた学習支援や生活支援を行うなどスモールステップ、いわゆる生徒が大きなプレッシャーを感じることなく自分のペースで教室に戻るプロセスを支援するものでございます。

矢掛町独自の対策といたしましては、教育支援員を小・中学校に24名、教育支援センター——ひまわりの家でございますが、ここに教員経験者2名を配置しており、不登校児童生徒への個別支援を行っております。

また、保育園やこども園の年長児が小学校へ進学する時に不安や不適応から登校を渋るということも時にありますので、就学前教育と小学校教育において緊密な連携を図る必要があると考えます。

具体的には、子どもたちの発達段階に即した指導や支援を行うために、年長児と小学校1年生の二年間を見通した架け橋プログラムというものを今作成しており、今後しっかり活用していきたいと思っております。

令和元年10月25日付け文部科学省初等中等局長通知によりますと、不登校児童生徒への支援は、学校に登校するという結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的にとらえて、社会的に自立することを目指す必要があること、不登校の時期が休養等の積極的な意味を持つことがある一方で、学業の遅れや進路選択上の不利益等が存在することに留意することなどが示されています。さらに、その前提となる学校教育の役割は極めて大きく、学校教育の一層の充実を図るための取組が重要である。既存の学校教育になじめない児童生徒については、学校としてどのように受け入れていくのかを検討し、なじめない要因の解消に努める必要があることなどを踏まえ、誰もが安心して学べる魅力ある学校づくりを進めるよう明記されております。

このような文部科学省の示す不登校児童生徒への支援に対する基本的な考え方にに基づき、教育課といたしましては、関係機関——児童相談所、地域医療機関、町社会福祉協議会などさまざまな関係機関との連携を密にし、組織的な不登校対策に取り組むとともに、保育園・こども園・小学校・中学校が、つながりを大切にし、日々の授業改善、居場所作りなどを進めていきたいと考えております。

また、コミュニティ・スクールの仕組みを活用しながら、学校や保護者と情報共有を行い、適切な相談や支援を受けることができる体制づくりを進めていきたいと考えております。

以上でございます。

**○議長（花川大志君）** 田中君。

**○5番（田中輝夫君）** はい。答弁いただきました。不登校の割合は全国的に下回っている。全国的には下回っているというふうなことですし、さまざまな支援が行われているというふうなことがわかりました。

教育長の答弁の中でも、個々の生徒の状況に応じた学習支援というふうなことが言われていましたが、ICTを使った遠隔授業は行っているかどうか、再度お尋ねいたします。

**○議長（花川大志君）** 教育長。

**○教育長（山部英之君）** ただいま御質問いただきました遠隔授業についてでございますが、一般的には災害や感染症などで学校が休業した場合を想定しておりますが、本年度の状況を申し上げますと、不登校の児童生徒に対する遠隔授業というものも実施しておる例がございます。それ以外には、学校同士の合同授業とか外国との交流で遠隔授業・オンライン交流を行ったりもございます。

学級閉鎖となった場合も同様に、1人1台端末タブレットでございますが、これを持ち帰り、まず体調の確認、そして学習内容の配信、児童生徒からの質問等に答えたりしております。

不登校児童生徒に対するICT活用、タブレットを活用した支援もこのような形で行っております。先ほどの不登校の児童に対する活用例を申し上げましたが、この児童の場合、遠隔授業により勉学の遅れもなくクラスの様子などが分かり、現在では元気に学校に通っておるというふう聞いておる例もございます。

以上でございます。

**○議長（花川大志君）** 田中君。

**○5番（田中輝夫君）** はい。不登校の生徒に対しても、ICTを使った遠隔授業を実施しているというふうなお答えでした。これは、まだほかのところにはまだなかなか実施しているところは少ないと思うんですが、本町は先駆的に取り組んでいるというふうなことで、良かったというふうに思っております。

不登校の支援は、学校復帰でもありますが、教育長の答弁にもありましたが、最終目標は子どもたちの将来的な自立というふうなことだと思っております。

また、支援する教員の方々への指導体制の充実と今後も更に学校と家庭、行政と一致協力して、対応に当たってもらいたいということを述べて、この質問を終わります。ありがとうございました。

**○議長（花川大志君）** 続きまして、12番浅野 毅君お願いいたします。浅野君。

**○12番（浅野 毅君）** 12番浅野でございます。このたび、ちょっと冒頭あれなんです、昨日の山陽新聞で毎戸遺跡が大きく取り上げられまして、非常にまた次の史跡に近づいたなと思います。ひとつよろしくお願ひします。

今回の質問は、歴史的風致維持向上計画の策定について、略して歴まち法というようなことを言っておりますので、それで途中出るかも知れませんが、ひとつよろしくお願ひします。

歴まち法については、簡単にどういうものかというとなりに解釈しておりますので、ちょっと述べさせていただきます。

これは、地域における歴史的風致の維持向上に関する法律。愛称が歴史まちづくり法を略して歴まち法というようなこともあるようですが、平成20年の11月4日に施行されたことによります。当法律の

概要を少し述べますと、これが一番の肝ですが、国土交通省、文部科学省、農林通産省の共管の法律でございます。

現在、さまざまな理由で歴史的な建造物等が急速に減少してきており、歴史的風致が失われつつあるのが現状でございます。こうした状況を踏まえ、文化財行政とまちづくり行政が連携し、歴史的風致を後世に継承するまちづくりの取組を国が支援するための法律である。

いわゆる、今ですと文化財は教育関係といえますかね、まちづくりは建設省関係とか、いろいろ別々にあったようですが、平成20年の法律で、文化行政、教育委員会とまちづくり行政と一緒にやりましょうというような趣旨でございます。

後になりましたが、歴史的風致とは、第1条によりますと、“地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動とその活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地の環境”という、わかるようでなかなか難しい。要は、良好な市街地の環境を維持することであろうかと思えます。計画の申請には、重点区域を定めなければならない。あるいは、方針を作らなければならない。これは、文化財保存地域計画等が望ましいというふうなことを運用基準ですかね、それには書いております。

当町は、十分に認定の条件が整っていると私は考えております。

認定のメリットは、国の支援措置であろうかと思えます。1番目、街なみ環境整備事業、2番目、都市公園等事業、3番目、都市再生整備計画事業、4番目、景観改善推進事業、5番目、歴史的観光資源高質化支援事業、6番目、生きた歴史体感プログラム促進事業等が、まだほかにもあるようですがこういうものが列記されております。

認定の今までの自治体は、令和5年3月末時点で90自治体であります。岡山県では、高梁、津山の2市ですね。近県では尾道、竹原、津和野、萩等がございます。有名観光地等では、弘前、川越、鎌倉、松本、飛騨高山、金沢、京都、奈良、長崎、太宰府とが多くの自治体が認定を受けております。

当町でも、ぜひ、早急に申請をするべきと思いますが、見解を問います。

以上です。

**○議長（花川大志君）** 教育課長。

**○教育課長（藤原徳忠君）** 12番、浅野議員の歴史的風致維持向上計画策定について、教育課からお答えします。

御承知のとおり、矢掛町には数多くの文化財が現存しており、指定文化財だけでも73件に上ります。

この法律、通称歴史まちづくり法の目的・内容等については、議員が今、こと細かく説明していただきましたので私の口からはもう省略させていただきますが、この法律を活用して、歴史と文化のかおるまち矢掛のまちづくりに反映させることは検討するに値する内容であると考えます。

しかしながら、この計画は矢掛町の多くの文化財の中から、特に歴史的風致を維持向上させるべき重点区域を定める必要があります。

現在の矢掛町で重点区域として特出——つまり、特別重要な文化財は、本陣・脇本陣を含んだ重要伝統的建造物群保存地区だと考えますが、町内にはほかにも地域の風土が育んできた文化財が数多く存在しております。これらの文化財はこれまで詳細な調査がなされることなく、現在に至っている状況でございます。

教育課といたしましては、まず、文化財の保存と活用を全町的に網羅した文化財保存活用地域計画を



策定し、これまで歴史的評価をきちんとできていなかった文化財に光を当てて、町全体の歴史を町民の皆様とともに磨き上げ、まちづくりに活かすことが重要であると考えています。

また、議員の御説明にありましたように、国は横断的な、国交省とか農水省とか横断的な対応ということで、町としても、やはり教育課だけではなく横断的な対応が必要であるというふうを考えております。

以上でございます。

**○議長（花川大志君）** 浅野君。

**○12番（浅野 毅君）** 答弁いただきました。前向きに検討されるという意味に捉えさせていただきましたが、他部署の方とも相談の上ということで申し分と申しますか、非常に良いことだと思います。

それで、ひとつ聞きたい。先ほどおっしゃいました、文化財保存活用地域計画というものがもう一つの核になるという話でございますので、それと並行して、その上に歴史まちづくり法があるというような認識だろうと思うんです。それには、文化財保存活用地域計画を早くやらなきゃいかんと思いますので、だいぶ進んでいるやに聞くんですが、具体的にどの辺り、何合目ぐらいまでいってるのがちょっとお聞かせください。

**○議長（花川大志君）** 教育課長。

**○教育課長（藤原徳忠君）** はい。再質問でございます。文化財保存活用地域計画について進捗状況、何合目ぐらいかということの御質問でございます。この保存地域活用地域計画については、昨年6月の議会でもお尋ねがございましたが、これのお答えといたしましては、令和6年度から8年度までの3か年で策定し、最終的には文化庁の認定が必要であると、また、この計画には、町民と協働で行う保存活動や普及啓発活動を含んだものでなければならないということもお答えをしたところでございます。

現在、保存地区内の修理・修景事業の実施、それから現在、昨年からであります保存地区内の防災計画の策定に向けて、今年度末をめどに策定中であります。これにつきましては、住民のワークショップをまた1月に開催する予定でございまして、保存地区内の住民の方から意見をお聞きして活用計画に反映させる予定でございます。これらも含めまして、文化財保存活用地域計画の策定に当たって、これらは重要なデータとなるというものであると考えております。

それから、議員からありましたように、昨日の新聞報道にもありましたように、毎戸遺跡の発掘で大きな発見がありまして、これにより今後の発掘の方向性、これを再度検討する必要性が生じてきたところでございます。奈良文化財研究所とか、それから県の文化財保護審議委員さん、県教委の文化財課、町の発掘調査の指導委員の先生——ちょうどあの新聞でコメントをされた熊本大の名誉教授の先生など、今後も訪れたいというふうなことでありまして、貴重な御意見・御指導をいただいているところ、というところであります。

いずれにしましても、この文化財保存活用地域計画の策定によりまして、地域の多様な文化財の掘り起こしが進み、文化財の積極的な保存・活用を推進することが期待できますので、確実な文化財の継承、地域の振興につなげていきたいと考えております。

何合目かということにつきましては、どのくらいでしょうか。もう、議員さんの御想像にお任せをいたします。状況は、以上でございます。

**○議長（花川大志君）** 浅野君。

**○12番（浅野 毅君）** いま、大体様子はわかりました。令和6年度ということなんですが、6年か

ら、それからというようなことではなかなかすぐにはできないですから、ある程度の構想があるのかなというつもりでお聞きしております。

それともう一つ、歴まち法ではですね、運用指針というのはあります。これは御存じだと思うんですが、それには各省庁にも積極的に相談してくださいとわざわざ書いてますんで。ありましたら、ぜひ、電話でも結構なんですけど、やられてると思うんですけど、もう省庁を活用して1日でも早くできますことを願って質問を終わります。

以上です。

**○議長（花川大志君）** お諮りいたします。この際昼食などのため、午後1時まで休憩いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（花川大志君）** 異議なしと認めます。よって、午後1時まで休憩いたします。休憩。

午前11時46分 休憩

午前 1時00分 再開

**○議長（花川大志君）** 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続けます。

それでは、2番昼田政義君をお願いします。昼田君。

**○2番（昼田政義君）** 議席番号2番昼田政義でございます。通告書に準じて自主防災避難訓練の推進について伺います。

1つ目、矢掛町内の自主防災組織は83パーセント程度になっていますが、避難訓練の実施の割合がどの程度になってますか。

2つ目、避難訓練推進について自主防災組織を立ち上げた時点では役割分担を決めています。町内会会長が全てを行うわけにはいきません。実際に避難訓練を実施していないと、いざ、災害となった場合、どこに避難するのかわかっていますか。

中川の場合は、災害によって避難所が違います。水害の場合は、B&Gと中川南避難所になります。地震の場合は、中川小学校か公民館になります。

自助、共助、公助とありますが、まず自助、自分の身は自分で守る行動を取ります。共助、地域で共に助け合う。最後に公助です。公助で、町内会の助け合いがなければ成り立ちません。そのために避難訓練の役割分担を行って行動を起こすわけですが、訓練がされてなければ何もできません。町内会の皆さんの安否確認もできません。どこに逃げて、避難していいかわかりません。一人で行動することのできない人もいます。一人暮らしの人もおられます。避難所に移動手段をどうしますか。避難所への移動時の安全確認ができますか。

水害の場合はある程度予想はできますが、南海トラフ地震の場合、予測できません。地震の場合は、携帯が一瞬にして使えなくなります。その時どうするのですか。どちらにしてもどうにもならないから諦めますか。

訓練を行っていれば、それなりの対応はあります。防災グッズを用意しているので、持ち出すこともできます。安全を確認して一時避難者へ集合することもできます。そこで、相談して次の行動に移れます。だから避難訓練が必要なんです。

平成30年の災害から5年が経ちますが、災害に対して意識が低下しています。町の総務防災課からは、自主防災組織活動マニュアルをいただいておりますが、マニュアルを参考にして避難訓練を実施している

町内会はほとんどありません。町民の安全の確保のため、避難訓練の手助けをしてほしいのです。

いかにして防災士を含めた避難訓練を推進するか、担当課長にお伺いします。

**○議長（花川大志君）** 総務防災課長。

**○総務防災課長（堀 賢一君）** 2番昼田議員の自主防災避難訓練推進についての御質問に、総務防災課からお答えを申し上げます。

まず、1点目の避難訓練の実施割合についてお答え申し上げます。当課が全て把握できてないケースもございましょうけれども、把握しているところで避難訓練をされている所は、令和4年度では5団体、令和5年度は3団体が実施されておりまして、全体で大体約1割くらいというふうになっております。

実際に歩いてみる避難訓練以外にも、図上訓練と申しますか、地域の地図上で危険な個所や避難経路を確認するなどの座学は町内各地で行われております。このほか、避難所運営など防災訓練を実施されているのは、令和4年度では4地区8回で延べ350名、令和5年度は予定も含めて、6地区10回で延べ550名以上の方々が参加、実施されています。

特に中川地区では、令和4年度が2回、令和5年度は1回、避難訓練と防災研修などを合わせて行っておられます。さらに、先日の3日、日曜日には、中川小学校で内閣府主催の地区防災計画作成モデル創出事業に70人以上の方々が御参加され、地区防災計画についてワークショップをなされておられます。

まちといたしましても、出前講座ですとか自主防災組織の活動の手引き、それから矢掛町自主防災組織活動支援事業補助制度による支援、それから、国や県のモデル事業の実施を通じた御支援を引き続き行っていきたいと存じますので、よろしく願い申し上げます。

それから、2点目の避難訓練の推進でございます。昼田議員がおっしゃいますように、自助と共助と公助が機能して、防災減災につながってまいります。

そして、一人で行動することができない方、お一人暮らしの御高齢の方もおられます。避難行動に支援が必要な方につきましては、令和3年度に国がとうとう災害対策基本法を改正されまして、個別避難計画の作成が市町村の努力義務となってまいりました。

個別避難計画は、避難行動要支援者台帳に登録されている方などに対して、想定した災害について、どなたがどのようにどこへ避難を支援するかなどをあらかじめ皆さんで話し合っ、て、計画を作成するものでございます。国からは、危険な区域に居住する方などの優先度が高い人について、おおむね5年程度で作成するよう言われている計画でございます。

本町では、個別避難計画は、累計で24件、死亡・転出された方を除いて現在は21件の方の計画ができております。まだまだ、思うようには作成が進んでいないということが状況でございます。

個別避難計画は、対象者の避難を手助けする方の協力がなければできない計画となっております。まちといたしましても、令和3年度に岡山県のモデル事業を通じて、美川地区で個別避難計画の作成を促進する取組をさせていただき、その結果、美川地区ではこの事業を通じて9件の成果がございました。

今後、地域に伺い説明させていただき、あるいは矢掛町の自主防災組織活動支援事業補助金ですね。などによりまして、こういった支援を続けさせていただきたいと存じております。

それから、避難訓練の支援につきましては、この先ほど申しました補助事業を活用しながら、避難訓練も合わせて行われている自主防災組織もでございます。こうした補助制度を活用していただきながら、避難訓練を計画実施していただく、あるいは今後も先進的な取組をされている団体の情報を提供させていただきなど、情報提供という形で支援をさせていただきたいと存じます。

また、先ほどおっしゃった防災士の方につきましても、避難訓練などに地域で主導的な役割を果たされている防災士の方も実際にいらっしゃいます。防災士の方々の地域での活動については、自主的な御判断に委ねられておりますけれども、先ほども申しました情報提供などを通じまして、防災士の活動を側面から支援させていただきたいと存じております。

今後も、避難訓練、それから個別避難計画の作成などについては、専門的な知見をもったアドバイザーなどに助言をいただける国、県の事業も積極的に活用させていただきたいと存じております。

申し上げましたとおり、こうした取組には、地域の皆様の御協力が非常に重要になってまいります。引き続き御協力をよろしくお願い申し上げます。

以上です。

**○議長（花川大志君）** 昼田君。

**○2番（昼田政義君）** はい。3番目、ちょっとお伺いします。町の総務防災課では、役場内の避難訓練はいつ実施されましたか。また、災害時の手順、行動、連絡網は皆さん熟知されているか、担当課のほうにお伺いいたします。

**○議長（花川大志君）** 総務防災課長。

**○総務防災課長（堀 賢一君）** 昼田議員、追加の3番目の御質問ですね。役場内の避難訓練をいつ実施したか。それから、災害時の手順・行動・連絡網は皆さん熟知しているかという御質問について、お答えいたします。

役場内の大規模な避難訓練は、平成19年に行っている状況でございます。もちろん、庁舎以外の公共施設、例えば、矢掛病院ですとか、たかつま荘、やかげ文化センター、農村環境改善センター、老人センター等は、毎年あるいは定期的に避難訓練を実施しております。

庁舎としては、主に火災を想定した消火・避難想定ですね。それから、BCP訓練等は定期的に実施いたしておりますけれども、今後は、想定のみならず避難訓練を実施に向けて検討したいと考えております。

また、災害時の手順ですとか、行動・連絡網につきましては、平成28年の4月に災害時の職員初動マニュアルを作成し、平成30年の4月に改定、あるいは令和5年3月に改定をいたしております。現在に至っているところでございます。

それから、初動対応、災害時の手順、行動について周知し、機会をとらえて訓練を行い、実効性を確保、高めてまいりたいと存じておりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上です。

**○議長（花川大志君）** 昼田君。

**○2番（昼田政義君）** それでは、ちょっと再質問させていただきます。しかしながら今、現状をお聞きしましたけど、防災組織の避難訓練については、1割程度という状況で、いかにして防災意識を高め、防災訓練を実施していくか。町民の安心安全を確保するのが重要ではないかと私は思います。

そこで、町長に伺います。町としての方針、推進の考え方について、お聞きします。どのようにして、自主防災組織の防災訓練を推進するのか、また、防災訓練を実施しやすい環境作りを考えておられるかお伺いします。

**○議長（花川大志君）** 町長。

**○町長（山岡 敦君）** 昼田議員の再質問についてお答えします。

自主防災組織の防災訓練の推進、そして、防災訓練が実施しやすい環境作りということにつきましてですが、先日12月3日の日曜日、中川小学校の体育館で行われました内閣府主催の地区防災計画作成モデル創出事業。これには中川地区70人以上の住民の方が参加され、そして香川大学の防災専門の准教授によるワークショップに取り組んでおられました。私も当日は冒頭で御挨拶させていただきましたが、そこで皆さんの熱意を改めて実感してさせていただいたところでもあります。

自主防災組織の皆様は、地域住民が協力して、自分たちの地域は自分たちで守るという気持ちで、活動されておられます。

その中でも、特に、平時における災害に備えるための取組が、災害時の被害を最小限に食い止めるということ、その事に大きく結びつくものであり、そのための訓練や研修などのいわゆるソフト事業について計画実施をより行いやすくする必要性を感じております。

現在の自主防災組織の活動支援補助制度ですね、これでは対象経費の補助率は8割となっております。なっておりますが、今後はその制度の見直しを検討してまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

**○議長（花川大志君）** 昼田君。

**○2番（昼田政義君）** 今、町長から町としての方針、推進のお考えを伺いました。今後も引き続きですね、町民の安心安全を確保のためにいろんな手助けをしていただき、防災意識を高め、訓練の実施ができるように期待してから、私の質問を終わります。ありがとうございました。

**○議長（花川大志君）** 続きまして、4番岸野榮治君お願いいたします。岸野君。

**○4番（岸野榮治君）** 議席4番岸野でございます。通告により、質問をいたします。

町の基幹産業である農業に今年より、農業振興対策基金を利用した町独自の補助事業が実施されております。1つ目、農家の皆さんが丹精込めて作った農作物が、イノシシ等の有害鳥獣に荒らされると作った農家の皆さんは非常に落胆いたします、有害鳥獣侵入防止柵整備支援事業。2つ目、地域の農地を守っている農家に農地中間管理機構を利用しての集積等に助成する、農地流動化助成金事業。3つ目、農家所得減少の要因である自然災害、病虫害災害、価格低下等に対応する農業共済収入保険助成事業があります。10月末現在の各事業の利用状況と担当課の対応を問います。

**○議長（花川大志君）** 産業観光課長。

**○産業観光課長（池田敏之君）** 4番岸野議員の、10月末現在の農業振興対策基金の利用状況について、産業観光課からお答えします。

地域農業の活性化及び農作物の被害防止を図るための有害鳥獣侵入防止柵整備支援事業は、1件で9万3,000円、農業の経営規模の拡大と中核的担い手を育成するための農地流動化助成金事業では、37件、641万8,000円を交付しております。

農業者の経営安定化に資するための農業共済収入保険事業では、現在、岡山県農業共済組合井笠支所へ申請書類等の取りまとめを依頼しており、2月上旬に補助金交付予定としています。

申請が低調な有害鳥獣侵入防止柵支援事業については、広報紙への掲載、情報配信メールや有線放送を実施し、現在でも町ホームページや矢掛放送で周知を図っているところです。引き続き、新規事業であります農業振興対策基金事業における活用の充実を図りたいと思います。

以上でございます。

**○議長（花川大志君）** 岸野君。

**○4番（岸野榮治君）** ただいま回答をいただきました内容ではですね、有害鳥獣侵入防止柵整備支援事業は、非常に申込み申請が低調であるというふうに感じました。

毎年各地区で実施される町長との懇談会では、イノシシ被害の予防対策は、多数の意見と要望がある重要な事業です。低調な利用には、利用し難い項目等の制限があるのではないかと感じます。利用しやすい制度としての再考をお願いするとともに、低調な理由の中にも要望は広く受けておられると思いますが、使いやすい、利用しやすい制度としての担当課の考えをもってこの事業の推進を力強く推進していただきたいというふうに思います。

以上で、一番の基金の利用状況については終わりました、次の質問に移ります。

2024年度末までに地域の人で話し合っ作る10年後の地域農業の将来を設計する地域計画を策定することが、求められています。

矢掛町においても、町農業委員会、産業観光課を中心に地域計画の目標地図を作成する必要があります。現在、人・農地プランにより、地域の担い手、受け手との地権者、出し手との話し合いが必要となります。これまでの人・農地プランから、今後は地域計画となる計画より目標地図を作成し、取り進めることとなります。

このことを踏まえ、町の計画策定の進捗状況と取りまとめを担当課に伺います。

**○議長（花川大志君）** 産業観光課長。

**○産業観光課長（池田敏之君）** 4番岸野議員の地域計画策定の進捗状況と取り進め方について、産業観光課からお答えします。

矢掛町では、町内全域の18集落において、地域農業の将来の在り方を定めた人・農地プランを令和2年度に実質化しており、現在でも毎年、関係者による地域での話し合いを継続しております。この話し合いにおいては、農業委員・農地利用最適化推進委員会を中心に実施していますが、両委員とも、本年7月に改選があり、11月より地域計画に係る研修等に参加し、策定へ向けて目標地図の作成手順等について理解を深めているというところが現状でございます。

実質化された人・農地プランへ農地ごとの将来の農地の受け手を記す目標地図を加えたものが地域計画となることから、今後の進め方としては、農地の出し手・借り手の意向を把握し、現在行っている地域での話し合いの場において調整及び協議していきたくと考えています。

矢掛町の農地が適切に利用されるよう、農地の集約化に向けた取組を進めることが重要であり、地域での話し合いの場を増やすなど、関係者と十分協議を図りながら地域計画を策定したいと思っております。

また、岸野議員は農業に精通され、地元の中心的な農業経営体のお一人であり、本計画策定等におきまして、御指導・御協力いただきますようお願いいたします。

以上でございます。よろしく願いいたします。

**○議長（花川大志君）** 岸野君。

**○4番（岸野榮治君）** 地域計画を策定し、目標地図として作成する作業は、地域の推進あるいは支援体制が非常に重要であると考えます。地域での話し合いを始める時、地域における守るべき農地とそうでない農地等の判断、将来の構想ができ、皆に理解され、共有されることが策定作業には重要であると思っております。地域の課題や解決方を十分話し合い、10年後の目標地図を作り、農地が将来へわたりもらえることを願います。

これで私の質問を終わります。よろしく願いいたします。

**○議長（花川大志君）** 続きまして、7番小塚郁夫君、お願いします。小塚君。

**○7番（小塚郁夫君）** 議席7番小塚郁夫です。今回通告いたしました2件について、順を追って質問を始めさせていただきます。

まず1点目は、本町の教育行政での防災教育についてお伺いします。

平成30年の7月豪雨災害により、町民の防災減災に対する意識は高まったと思います。今回、矢掛地区町政懇談会でも、防災に対する提案が多くありました。その中で、行政としてできることできないことがあると思いますが、町民の生命財産を守ることは非常に大事なことであります。災害時に町民の生命を守るため、南海トラフ地震のようにいつ発生するか予知できない自然災害の中で、自分の身は自分で守るという防災教育の重要性は一段と増していると思います。

また、子育て世帯のみならず、多くの町民共通の懸案事項とも考えるが、特に教育現場において、保育園、小学校、中学校の防災教育の現状についてお伺いします。

一、防災教育の時間を年何時間程度要請されているのか。二、こういった内容の授業で避難訓練を行うのか。三、保育園の防災教育、避難訓練などはどのように行っているのか。

担当課の見解をお伺いします。

**○議長（花川大志君）** 教育課長。

**○教育課長（藤原徳忠君）** それでは、7番小塚議員の防災教育について、学校関係について教育課からお答えいたします。

この防災につきましては、平成23年の東日本大震災や平成30年の西日本豪雨で学校や児童生徒に大きな被害があり、その記憶はいまだ新しいところであり、学校の防災教育は災害の理屈や地域実態を理解し、備えや対処法を学び、実践に移すことが必要とされています。

文部科学省は、災害時に危険を認識し、自己安全を確保する行動、他者や地域の安全に寄与するスキル、自然災害のメカニズムを理解することをねらいとし、学校現場は学習指導要領に基づく充実した防災教育や横断的な安全教育、防災訓練を通じて実践力を養成しているところであります。

さて、御質問の時間数ですが、本町の小中学校ではおおよそ30時間程度の防災教育を行っております。

矢掛小学校を例にとりまして申し上げますと、学校安全年間計画を立て、毎月、各学年で1年間を通して防災教育を行っております。例えば、4月の重点目標は通学路を正しく歩こう、5月は自転車のきまりを守ろう、6月は雨の日を安全に過ごそうなど、月ごとに重点目標を定めて、各学年で防災教育を行っております。

避難訓練は、年間4時間を計画しており、地震、火災、不審者を想定して、予告あり・なしで全学年一斉に実施し、学校によっては、土砂災害、また洪水を想定した訓練も行っております。

避難訓練の対象は、児童生徒、教職員、保護者を対象としている学校もあれば、地元の消防団と一緒にいる学校もあります。

教育課としましては、防災教育は児童生徒にとって、災害に対する理解と備えが生命を守る基盤となるもので、適切な知識と訓練を通じて、自己の安全や仲間を助けたり、高齢者や体の不自由な人へのサポートやそういうスキルを身に付けることができる、非常に重要なものであると考えております。

以上でございます。

**○議長（花川大志君）** 健康子育て課長。

**○健康子育て課長（小川公一君）** 7番小塚議員の防災教育で保育園や認定こども園の関係の御質問に

健康子育て課からお答えいたします。

御質問は、保育園の防災教育はどのように行っているのかということでございまして、保育園・認定こども園の防災教育につきましては、地域防災計画では、“教育機関においては、防災に関する教育の重要性を認識し、園児、児童生徒が防災に関する理解を深めるとともに、災害発生時において自己の安全を確保するため適切な対応ができるようにする”とございまして、先ほど御質問の中で議員がおっしゃいましたように、自分の身は自分で守る、自らの命は自らが守るという意識の徹底が基本でございまして。

しかし、保育園や認定こども園の子どもたちというのは、突然やってくる災害に対しまして、大人のように自分で判断して行動することは困難ですので、子どもたちには、園での生活の中で紙芝居などを通して地震が起きた時取るべき行動や火災の恐ろしさを伝えたり、また、台風が来た時に合わせて保育の中で台風の話をするなど自然な形で防災教育を行っています。

こうした防災教育は、年間計画の中で実施しておりまして、火災については毎月1回、風水害、地震、防犯についてはそれぞれ年1回ずつ実施しています。さらに、風水害が発生した場合の保護者への引き渡し訓練についても年1回実施しております。

訓練は、各園はそれぞれ地理的な条件、建物の構造などが異なりますので、それぞれの園の特性に合わせた体制や訓練を行っております。

例えば、矢掛認定こども園は、2階のない南園舎の園児は、浸水被害を想定してやかげ文化センターへの避難訓練を実施しており、北園舎の園児は、2階への垂直避難を想定した訓練を実施しています。

三谷保育園は、園が浸水想定地域にございますので、水害を想定した訓練では、近くの福井建設との協定で園児が会社の2階に避難させていただき訓練を実施しております。

また、中川保育園は、水害の場合、B&G海洋センターへの避難となりますので非常に距離がございまして、園児の避難については、健康子育て課子育て支援係と連携して対応する体制を取っております。

小田保育園は、小学校と同一敷地でございますので、火災については、今年度は小学校と連携した避難訓練を実施しております。

最初にも申し上げましたが、保育園や認定こども園の園児が自主的に自らの命を守る行動を取るのには困難でございまして、防災教育につきましては、毎月の訓練や普段の生活を通じていざという時に少しでも冷静に対応できるように、子どもたちにできる範囲のことをひとつずつ継続的に取り組んでいくことが大切だと考えております。

以上でございます。

**○議長（花川大志君）** 小塚君。

**○7番（小塚郁夫君）** 各担当課長より答弁をいただきましたが、一番気になるのは、基本は災害時に電話がつながり難く、保護者への連絡がスムーズに行えないと思います。

避難訓練に合わせて、保護者のテスト配信を万一の災害に備えて日頃からやり取りしておく必要があると思いますが、災害発生時に保護者への連絡方法はどのようになっているのか、再度担当課長にお伺いします。

**○議長（花川大志君）** 教育課長。

**○教育課長（藤原徳忠君）** それでは、再質問でございまして。災害時における保護者への連絡方法ということでございまして。

まず、災害時の小学校・中学校の保護者の緊急連絡方法として、情報配信メールシステム —— 名称



矢掛町メール（すぐメール）というものがございまして、これを平成29年5月から運用しております。このシステムは、矢掛町が契約しているメール配信サービスであり、災害時には、教育委員会や各学校の状況や児童・生徒の安否などの情報を、保護者の携帯電話やパソコンにメールで送信するものです。

このシステムのメリットとしましては、2点あると思っております。まず、災害時には電話回線が混雑することが予想されますが、メールは電話よりも通信が容易であるため、情報の伝達がスムーズに行えること。2点目は、メールを一度に多数の保護者に情報を届けることができ、メールは受信した保護者がほかの保護者に転送することもできるという点が挙げられると思います。

配信の内容としましては、自然災害、不審者情報、学校行事、インフルエンザ等による学級・学年閉鎖などであり、1人当たり登録できる端末は2台までで、ほぼ全児童・生徒の保護者が登録されております。登録されていない保護者については、これはもう電話による連絡、あるいはラジオ等のマスメディアを利用することになりますが、私どもとしては、なるべく登録していただくように学校から保護者に対して登録手順書というものを配布してお願いしております。

それから、緊急配信のテストということにつきましては、常時、このメール配信システムをさまざまな分野で使用しておりますので、配信のテストという形での実施は行っていないという状況でございます。

教育課では、今後とも災害時における教育施設の安全確保と保護者への情報提供に努めてまいり所存でございます。

以上でございます。

**○議長（花川大志君）** 健康子育て課長。

**○健康子育て課長（小川公一君）** 7番小塚議員の再質問にお答えいたします。

保育園・認定こども園では、災害に備えてお迎え体制ガイドラインを作成しておりまして、災害時の対応を保護者と共有しています。

ガイドラインは、登園前と登園後の対応をそれぞれ定めており、登園前に気象警報が発令されている場合には、送迎に危険を伴いますので、1号認定の短時間保育の園児は休園、2号・3号認定の園児は、出来る限り家庭保育をお願いした上で、保護者の希望がある場合に希望保育としております。なお、希望保育の場合は、原則1時間以内に迎えに来ることができる方の連絡先を登園の際に知らせていただいております。

また、登園前に気象警報に加えて高齢者等避難が発令されている場合は、全園休園となります。

次に、登園後に気象警報が発令された場合ですが、保育支援システムキッズビューというのがありまして、これにより保護者へお知らせし、できるだけ早めのお迎えをお願いしています。

この保育支援システムキッズビューというのは、タブレットやスマホ——スマートフォンを使って園児の登園や降園の情報を登録したり、保護者とコミュニケーションを図る機能や保育日誌や指導計画を電子で作成する機能、職員の勤務シフトの作成などさまざまな機能により保護者や保育士の負担を軽減することを目的として令和4年度に導入したシステムです。そして、このシステムには全ての保護者が登録しておりまして、保護者以外にも家族の方が登録できます。

次に、気象警報に加えて高齢者等避難が発令された場合は、保育支援システムキッズビューにより保護者へ再度通知し、最後に残った園児の保護者へ電話連絡によりお迎えをお願いすることになります。

このように、保護者への電話連絡以外にこのガイドラインに沿った園と保護者の対応、キッズビュー

のお知らせによる保護者への対応依頼があり、そしてさらに、毎年1回の引渡し訓練により、災害時の対応について一連の流れを保護者と共有しておりまして、災害時に園児の安全が確保されるよう準備しております。

こうした災害時の対応については、事前の説明や訓練を通じて保護者の皆様に十分理解していただけるよう各園とも努めております。

以上でございます。

**○議長（花川大志君）** 小塚君。

**○7番（小塚郁夫君）** 詳細に答弁をいただきました。日頃から教育行政で、防災教育の時に保護者の方へと連絡を取れるようにしているとのことですので、引き続きよろしく申し上げます。

またこの件はこれで終わりました、次の質問に入ります。2点目は、6月の一般質問で、電気自動車について質問を行いました、今回は充電システムについて質問します。

岡山県内では電気自動車、プラグインハイブリッド自動車を安心快適に利用できる環境を整備することにより、電気自動車等の普及を促進し、県内の温室効果ガス排出量の削減につなげるため、充電設備を設置する事業者などを対象に、予算の範囲内でその費用の一部を補助しています。

昨年度、岡山県内のEV車販売実績は1,586台で、今年度の倉敷市は10月末現在235台で12月末までに上限の300台を予定しています。

このような状況の中、矢掛町として低炭素型社会を目指し、CO<sub>2</sub>を発生させないため、電気自動車5台で昨年度試乗会を県主催で実施し、県知事、山岡町長が出席して行われています。

ガソリンスタンドがない中山間地域のニーズに合った電気自動車は環境に優しい交通手段だけでなく、災害時の非常用電源としても活用できます。

中山間地域や運動公園などに普通充電設備、充電用コンセントを含む急速充電設備の設置を検討していただけないか。担当課の考えをお伺いします。

**○議長（花川大志君）** 町民課長。

**○町民課長（妹尾茂樹君）** 7番小塚議員のEV充電設備の設置について、町民課からお答えいたします。

まず現在、矢掛町では、温室効果ガス排出量の削減に関する事業としましては、スマートエネルギー導入促進補助金を実施しており、町民の省エネ、再エネ、創エネへの転換の助成を行っております。その中で、電気自動車、これ軽自動車に限りますけれども、この購入に係る補助やV2H充電設備導入補助を設けております。

町内の公共施設の充電設備でございますが、やかげ町家交流館と道の駅矢掛宿の2か所に1台ずつ設置しております。町家交流館は、普通充電設備で利用料金は無料となっております。道の駅は、急速充電設備で、利用料金は1回30分500円となっております。

それぞれの利用状況は、町家交流館では、月平均6件程度、道の駅では月平均70台程度となっております。

充電設備の性能として、電気自動車のフル充電に掛かる時間として、車種により誤差はありますが、普通充電では約8時間、急速充電では約30分となっておりますようでございます。

世界中で脱炭素化の動きが加速化する中で、電気自動車の普及は今後さらに進むものと思われ、電気自動車の台数増加に伴い充電設備の必要性、利用は高まるものと思われ。矢掛町としましても、今

後、地球温暖化対策実行計画、区域施策編と呼ばれるものでございますが、この策定が必要となっておりますが、この計画の中で脱炭素社会実現への目標の一つとしまして、電気自動車の普及推進を図る必要があると考えています。

また、公共施設への充電設備の設置についても、効率的、効果的な場所の選定を含め、関係各課と協議していきたいと考えます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

**○議長（花川大志君）** 小塚君。

**○7番（小塚郁夫君）** 電気自動車やPHV・PHEV——プラグインハイブリッド車は充電が必要です。充電設備が必要な車両が増えてきています。御存じの通り、急速充電器は30分である程度まで充電が可能。200ボルトの充電器は7時間程度の充電が必要です。

本町でもインフラ整備の必要性を認識していると思っています。休日、土曜日、日曜日に多くの人々が来られている運動公園に急速充電器、中山間地域に普通充電器を2か所に設置していただけるよう要望して、私の質問を終わります。

~~~~~

○議長（花川大志君） 以上で、通告のありました方々からの一般質問は、全て終了いたしました。

お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめて散会とし、次の本会議は明日7日の木曜日、午前9時30分から再開いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花川大志君） 異議なしと認めます。よって、本日の会議はこの程度にとどめて散会とし、次の本会議は、明日7日の木曜日、午前9時30分から再開することに決しました。

それでは、これにて散会といたします。皆様、御苦勞さまでした。散会。

午後 1時45分 散会